

● CONTENTS ●

●連載 融資を引き出すための金融機関との上手な付き合い方

2004年1月号	税理士関与の中小企業を取り巻く金融機関の現状	2
2月号	中小企業の金融情勢について	4
3月号	「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」とは-その1-	6
4月号	「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」とは-その2-	8
5月号	「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」とは-その3-	10
6月号	「財務諸表など計算書類の質の向上に向けた取組み」とは-その1-	12
7月号	「財務諸表など計算書類の質の向上に向けた取組み」について-その2-	14
8月号	「財務諸表など計算書類の質の向上に向けた取組み」について-その3-	16
9月号	「財務諸表など計算書類の質の向上に向けた取組み」について-その4-	17
10月号	最近の金融情勢について	18
11月号	政府系金融機関の活用策	20
12月号	民間金融機関の「制度融資」とは	22
2005年1月号	「メインバンク」について考えてみよう	24
2月号	非財務項目のココがチェックされる	26
3月号	「金融改革プログラム」の読み方	28
4月号	金融機関は決算書のココを見る！	30
5月号	金融機関は不動産担保・保証をこう見る！	34
6月号	「金融改革プログラム」の読み方-その2-	36
7月号	リース取引を考える	38
8月号	金利について考えてみる	40
9月号	直接金融について考えてみる	42
10月号	中小企業金融が直面する問題点とは!?	44
11月号	中小企業庁の支援策の活用	46
12月号	会計情報は、経営意思決定のためにある！	48
●	業容拡大のための資金調達手段とその対策	50
●	中小企業を取り巻く金融環境の最新事情と融資のスタンス	58
●	個人保証に依存しない融資への取組みとその類型	66
●	金融検査マニュアル・中小企業編の活用	74

融資を引き出すための 金融機関との上手な付き合い方

税理士関与の中小企業を 取り巻く金融機関の現状

第1回

税理士
甲賀 伸彦



質問

最近、顧問先から、金融機関の要請により資金繰表作成や毎月の試算表の提出を求められるといった話をよく聞きます。また、一部では「貸渋り」を受けているとも聞いています。こうした金融機関のアクションに対応して、会計事務所でもサポートを行う機会が増えてきましたが、会計事務所としても従来の業務レベルでは対応できなくなってきたのが現状です。顧問先企業を取り巻く金融機関の行動の背景に何があり、また現状はどのようになっているのでしょうか？

回答

金融機関を取り巻く環境の変化から、各企業は今まで以上に金融機関との付き合いを上手に進めなければならなくなってきました。ここでは「金融機関に対して行った粉飾決算」について実際に体験した事例を基に話を進めていきたいと思います。

5種類の決算書の意味するもの

以前から顔なじみであったA建設会社の社長から電話をいただきました。

A社は、メイン・バンクである地方銀行Bとサブメイン・バンクの信用金庫Cに、運転資金の打診をしたところ、保証協会の保証が得られないどころか、逆に各金融機関の担当者にはひどく怒られてしまったということです。「もしや!？」とそのとき思い当たりましたが、内容を検討してからと思い、過去3年間の決算書と直近の試算表を持って事務所に来ていただくことになりました。

予想は当たりました。その社長が持ってき

た決算書は全部で5種類あったのです。よく見るとそれぞれの決算書の右隅にエンピツで①「本物」、②「税務署用」、③「B銀行用」、④「C信用」、⑤「D銀行用」と書かれてありました。しかしながら、実際のところ、社長はどれが本物かも分からない状態でした。

まず問題なのが、社長自身が自社の正確な財政状態や経営成績を把握していないという点です。一体、何を基準に経営の意思決定を行ってきたのでしょうか。確かに経済環境が右肩上がりの場合、いわゆるドンブリ勘定でも資金は回っていたので、それらの重要性を感じなかったのかもしれませんが。

次に、なぜ5種類もの決算書が存在するのかを社長に質問したところ、当然のように、理由はよく分からないという答えでした。また、金融機関に融資を申し込む際には、必ず会計事務所から決算書を出してもらっていたとのこと。いまだに3つの金融機関用の決算書があった理由は、分かりませんが、何かその時々表に出せなかった事実があり、それ

を受けて会計事務所が手を加えていたとしか
思えません。

私が勝手に想像するに、この会計事務所は、
信用保証協会についての知識が不足している
のだと思われます。企業が金融機関から融資
を受けた際に発生する信用保証料について、
会計事務所は会計上の処理を行うことは可能
でしょうが、それが何を意味しているかを理
解することが重要です。そこでまずは、信用保
証協会の業務について確認しておきましょう。

● 信用保証協会を知る

信用保証協会とは、中小企業者が金融機関
から事業資金の融資を受けるとき、その借入
債務を保証することによって、金融の円滑化
を図り、その健全な発展を促進することを目
的として設立された「公的な保証機関」です。
保証協会は、中小企業者の保証付き融資の申
込みに際し、企業の経営内容を審査検討し保
証の諾否を金融機関に通知します。保証の承
諾を受けた金融機関は、融資を実行します。
そのとき、中小企業者は、利息とは別に信用
保証料を負担しています。融資を受けた後、
万一、その期限に返済が不可能となった場合
には、金融機関の請求により保証協会が中小
企業者に代って借入金を金融機関に返済（こ
れを代位返済といいます。）します。

金融ビッグバンの下、自由で公平な、世界
的規模で通用する金融システムの構築が要求
されています。その具体的措置として大蔵省
（現金融庁）は、金融機関に対して「早期是
正措置」を打ち出し、国際取引を行う金融機
関に対しては、金融機関の自己資本比率（自
己資本÷総資産（総資本））を8%以上に、
国内取引のみを行う金融機関でも4%以上
にしなければならないと定めています。自己資
本比率を高めるためには、①分子を大きくす
るか、②分母を小さくするか、のいずれかし
か方法がないわけです。金融機関にとれば、
企業に貸付けを行うと金融機関の資産が増え
ることになるため、貸したくても貸せない状
況にあります。これが金融機関の「貸渋り」

です。また、これと同様に貸出金を回収する
ことで、総資産が圧縮されるので「貸剥し」
も行われています。例外処置として、信用保
証協会などの保証が付くと当該貸金について、
総資産から控除ができるために、金融機関は
積極的に保証協会付きの融資を行っているの
が実情です。

● 「災い」を「福」にする

話を元に戻すと、メイン地方銀行Bとサブ
信用金庫Cに、運転資金を打診した際に、
それぞれに別の決算書を提出しているとい
うことが、致命傷になっているということがお
分かりいただけると思います。

上記のように金融機関を取り巻く環境の変
化に伴って、地銀、信金ともに保証協会付き
の融資を行いたいため、それぞれの金融機関
が保証協会に対して事前の打診をしているわ
けです。そこで同一の企業から異なった決算
書が提出されると、粉飾の事実が判明され、
決算書の真実性が疑われ、協会の保証が受け
られなくなってしまったのです。

数日後、A社の社長は、この会計事務所と
顧問契約を解除することになりました。私ど
もの事務所と顧問契約を結んだ後、本物の決
算書（と思われるもの）を基に、もう一度融
資の申込みを行いました。社長自身が二度と
決算書の内容を意図的に変更しないという
「誓約書」を書き、さらに金融機関、信用保
証協会にお詫びに伺いました。粉飾の事実が
悪質ではなかったことと、社長本人がこの問
題を把握した上で理解して、反省しているこ
とから、何とか信用保証協会の保証を受ける
ことができました。

A社社長は、この事件を通じて、創立以来
始めて決算書の重要性を知ることになりまし
た。さらには正確な会計数値を基に経営の意
思決定を行うことが、業績改善につながるこ
とを理解しました。また予算組みにも挑戦し、
それを基に業績検討会を四半期ごとに行う
ようにもなりました。「災い転じて福」とな
した、といえそうです。

融資を引き出すための 金融機関との上手な付き合い方

中小企業の 金融情勢について

第2回

税理士
甲賀 伸彦



質問

先日、某銀行が一時国有化されるという記事を読みました。直近の3月決算においては自己資本比率が4.54%で、中間決算においては、マイナス3.72%。すなわち債務超過に陥ったための措置と理解しています。なぜ、このような対応がとられたのか、そして中小企業を取り巻く金融情勢がどのように変化しているかを教えてください。

回答

平成13年6月の閣議決定以来、小泉内閣の経済社会の活性化を目指した構造改革と金融機関の不良債権問題解決が叫ばれています。こうした中、金融庁は平成14年10月30日に主要行の不良債権処理を通じた経済再生を図るための「金融再生プログラム」を取りまとめました。また、翌月29日には、「作業工程表」を公表し、上記プログラムで取り上げた措置の具体的な方策や実施時期を定めることになりました。

「金融再生プログラム」は、平成16年度までに主要行の不良債権比率を半分程度に低下させるとともに、資産査定を厳格化、自己資本の充実及びガバナンスの強化などについて、新しい金融行政の枠組みを示したものです。

また、「金融再生プログラム」では、我々会計事務所の顧問先が比較的多く利用している地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信

用組合などの中小・地域金融機関の不良債権処理について、主要行とは異なる特性を有する「リレーションシップバンキング」のあり方をいろいろな角度から検討することになりました。平成15年3月27日に金融審議会が『リレーションシップバンキングの強化に向けて』と題する見解をまとめ、公表しています。

さらには、中小企業の実態を反映した的確な検査などを確保するため、すでに公表されている「金融検査マニュアル別冊（中小企業編）」（平成14年6月）の趣旨や内容の周知徹底を借り手企業に対して促しています（これについては、次回のテーマとして取り上げる予定です。）。

「リレーションシップバンキング」とは、長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデルをい

融資を引き出すための
金融機関との上手な付き合い方

金 融 庁 Financial Services Agency	
9階	大臣 Minister for Financial Services
9階	副大臣 Senior Vice Minister
9階	長官 Commissioner
9階	総務企画局 Planning and Coordination Bureau
9階	総務企画局長 Director-General of the Planning and Coordination Bureau 審議官 Deputy Director-General of the Planning and Coordination Bureau

います。一般に、資金の貸し手（金融機関）は借り手（企業）の信用リスクに関する情報を当初十分に把握していないことが多く（これを「情報の非対称性」と呼んでいます。）、貸出しに当たっては継続的なモニタリング等のコスト（エージェンシーコスト）を要するのが通常です。しかしながら、リレーションシップバンキングにおいては、金融機関は長期的に継続する関係に基づき、企業の経営能力や事業の成長性など定量化が困難な信用情報を蓄積することが可能であり、さらに、当該企業は親密な信頼関係を有する金融機関に対しては一般に開示したくない情報についても提供しやすいと考えられます。よって、借り手企業の信用情報がより多く得られ、エージェンシーコストの軽減が可能となるものとされています。

翌日の3月28日発表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」では、平成15から16年度までの2年間の「集中改善期間」に、その機能強化を確実に図ることが述べられています。

具体的には金融機関が取り組むべき、①中小企業金融の再生に向けた取組み、②各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組みが主な内容です。本プログラムに基づいて、各金融機関は平成15年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を金融庁に提出しています。また、これについて半期ごとにフォローアップを行うことになっています。

< 1 中小企業金融再生に向けた取組み >

- ① 創業・新事業支援機能等の強化
- ② 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
- ③ 早期事業再生に向けた積極的取組み
- ④ 新しい中小企業金融への取組みの強化
- ⑤ 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
- ⑥ 進捗状況の公表（各金融機関・業界で半期ごとに公表）

< 2 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み >

- ① 資産査定、信用リスク管理の厳格化
- ② 収益管理態勢の整備と収益力の向上
- ③ ガバナンスの強化
- ④ 地域貢献に関する情報開示等
- ⑤ 法令等遵守（コンプライアンス）
- ⑥ 地域の金融システムの安定性確保
- ⑦ 監督、検査体制

このような環境下から、中小・地域金融機関はリレーションシップから得られる情報を有効活用しつつ、収益の向上、健全性の確保、経営基盤の強化に向けて自助努力を急速に推し進めることになり、その際には借り手企業による適正な対価、すなわち信用リスクに見合った金利や手数料の負担を要求することは、間違いのないところと思われます。

▼ここだけは要チェック

すでに主要行で行われている「企業格付け連動型金利」の導入も、地域金融機関の格付けの精度向上に伴い、近い将来に実現されることを予想しつつ、顧問先の財務体質改善に今から積極的に取り組むことをお勧めいたします。

融資を引き出すための 金融機関との上手な付き合い方

「金融検査マニュアル別冊 (中小企業融資編)」とは—その1—

第3回

税理士
甲賀 伸彦



質問

中小企業の実態を反映した的確な検査を確保するための「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」が公表されたことによって、企業への融資が困難になってきた、という話を聞きます。その一方では、融資について曖昧だった点が解消されたので、本来難しいと思われた融資も可能になったという話もあります。この「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」について詳しく教えてください。

回答

金融検査については、平成10年に当時の大蔵省金融検査部が「新しい金融検査に関する基本事項について」を定めて、金融機関の自己責任原則の徹底と市場規律とを基軸に、明確なルールを前提とした透明性の高い行政の確立を目指してきました。具体的には、金融検査の基本的考え方及び検査に際しての具体的着眼点等を整理したマニュアルである「金融検査マニュアル」を整備し、さらには一般に公表することによって、国際的信頼や預金者や納税者等の理解を得ることで、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、金融機関への信頼が確立できることを目標とするものです。

平成11年7月の「金融検査マニュアル」による検査が実施されて以来、それに基づく金融庁の検査が行われてきました。この間、平成12年5月、平成13年4月、さらには平成13

年7月に、内的・外的環境の変化に応じて若干の整備・補強が行われています。

しかしながら、「金融検査マニュアル」が機械的・画一的なものであるため、中小・零細企業などの債務者区分が抽象的で分かりにくく、それらの企業の経営実態を反映していないとの声もありました。

このような中、平成14年2月に政府から発表された「早急に取り組むべきデフレ対応策」において、経営実態に応じた検査の運用確保策の一つとして、中小・零細企業等の債務者区分の判断について、具体的な運用例を作成することになりました。その後パブリックコメントを受け、同年6月に「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」として公開されています。

また、平成15年12月22日には、「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」等の改

定（案）が公表されました。これは、前回に詳しく述べた「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、「中小企業の実態に即した検査マニュアル別冊の改定」が盛り込まれたことから、検討会が7回ほど行われ、改定案が発表されたものです。今回もパブリックコメントを受け付けているところですが、2月中には最終決定され、3月期分の検査から適用されることになる予定です。

現行の「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」に書かれている主な内容は、以下のとおりです。

債務者区分においては、まず初めに「代表者等との一体性」を強調しています。すなわち、中小・零細企業等の場合、企業とその代表者等との間の業務、経理、資産所有等との関係は、大企業のように明確に区分・分離がなされておらず、実質的に一体となっている場合が多く見受けられるものです。個人が事業を立ち上げ、その後、一定の成果が得られると確信した段階で、事業主が自ら出資し、社長として法人格を取得し企業化するのが一般的です。スタートがこのような形ですから、例えば、社屋が社長個人の所有でそれを会社に賃貸したり、また、短期的に資金が不足した場合などは、金融機関から借り入れるのではなく、社長自らの資金を貸し付けている場合（返済が計画的に進む場合はむしろ少ないでしょう。）が多く見受けられます。税理士として数多くの中小・零細企業等の財政状態・経営成績を見ていますが、これらの取引があるのが通常であり、実態なのです。

したがって、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たるときは、当該企業の実態的な財務内容、代表者等の役員に対する報酬の

支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等について追加的な検証が必要とされました。

次に「企業の技術力、販売力や成長性」について言及しています。企業の技術力、販売力や成長性については、企業の成長発展性を勘案する上で重要な要素であり、中小・零細企業等にも、技術力等に十分な潜在能力、競争力を有しているものが多く考えられるため、検査において、こうした点についても着目する必要がありますとしています。

さらには、中小・零細企業等においては、大企業のように精緻な経営改善計画書等を策定できない点にも触れ、これに代えて今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画や収支改善計画等を勘案して債務者区分の判断を行うことを必要としています。

また、貸出条件及びその履行状況については、債務者区分を判断する上で重要な要素であり、仮に条件変更等が行われている場合には、その条件変更等に至った要素について確認する必要がありますとしています。

▼ここだけは要チェック

「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」の検証ポイントに関する運用例は、16事例が挙げられています（次号で詳しく説明します。）。あくまで、これらの事例はある一定の条件下における考え方を示したものであるため、検査に当たり、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出状況及びその履行等個々の債務者の経営実態を総合的に勘案して債務者区分の判断を行う必要があるとされているので、注意が必要です。

融資を引き出すための 金融機関との上手な付き合い方

「金融検査マニュアル別冊 (中小企業融資編)」とは—その2—

第4回

税理士
甲賀 伸彦



質問

前号の内容から、「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」を理解することが、中小・零細企業の財務体質強化を図るためのモノサシになることを知りました。そこで、金融検査マニュアルの中小・零細企業等の債務者の区分とその検証ポイント、そしてその検証ポイントに関する運用例を詳しく説明してください。

回答

平成14年6月に発表された「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」の前段で、中小・零細企業等の債務者区分を行う際には、その特性を踏まえて判断する必要があるため、その検証ポイントが述べられています。この点については、前号に解説したように「代表者等との一体性」や「企業の技術力、販売力や成長性」、さらには「経営改善計画等の策定」や「貸出条件及びその履行状況」などが挙げられています。

また、検証ポイントに関する運用例については、16事例が紹介されています。これらの内容については後述しますが、検証ポイント及び検証ポイントに係る16の運用例の中で注目すべき点は、当該企業、あるいは金融機関が作成を要求されている各種の書類等です。

実際に使われている文言を抜き出してみました。

○経営改善計画等、○収支改善計画等、○収益改善計画等、○事業計画等、○収支計画等、○経営指導計画書等、○新商品の開発計画、○返済能力を検討した資料、○業況の改善等の可能性を検討できる資料、○金融機関の業務日誌等、決算書等

上記のように、「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」の中に記載されている書類等は、画一化された計画書等でないことがお分かりいただけると思います。特に、「金融機関の業務日誌等」が挙げられている点は、常に金融機関と当該企業との間で中身のある意思疎通が行われ、さらに意思疎通を通じて経営実態の把握や、債権管理の一環として当該企業への経営指導等の働きかけを行っている客観的証拠として評価されている点が重要だと思われます。

すなわち、当該企業の実情や規模に合わせた検証可能な資料が存在すれば、金融機関が

融資先企業の実態を把握していることにつながるという事実を認識しなければいけません。

それでは、検証ポイントに関する運用例を見ていきましょう。ここでは、誌面の都合もありますので、16事例のうち、特に重要と思われる9つの事例について紹介していきます。

① 企業の実態的な財務内容について

貸借対照表の負債の部に、「役員借入金」勘定がある場合、役員が返済の要求をしない場合には、自己資本相当額として取り扱うことは可能である。また、「役員貸付金」勘定がある場合、回収可能性を検討し回収不能額がある場合には、自己資本額相当額から減額する必要があると考えられる。ただし、代表者の個人支出や資金繰りの状況などを確認する。

② 企業の代表者報酬により赤字となっていることについて

多額の「役員報酬」や「支払家賃」勘定により赤字になっている場合には、赤字の理由による債務者区分を行わず、赤字の要因や金融機関への返済状況、返済原資について確認する。

③ 代表者の資力を法人・個人一体とみる ことについて

企業に返済能力がない場合、代表者などの個人資産を企業に提供する意思がある場合、それらを勘案する。ただし、代表者個人の借入金、第三者保証債務がないかを確認する。

④ 技術力について

技術力を保有し、今後これにより業績の改善が予想される場合には、これを勘案する。

⑤ 販売力について

販売基盤が強固で、今後これにより業績の改善が予想される場合には、これを勘案する。

⑥ 代表者等個人の信用力や経営資質について

健康上の理由や一時的な理由により業績が低迷しているが、代表者などの経営者個人の信用力や経営資質が非常に高く、今後、業績の改善が予想される場合には、これを勘案する。

⑦ 業種の特異性について

新規設備資金や改築資金が多い業種（例：温泉旅館業）については、現時点の収支や財務体質のみならず、赤字の要因、投資計画による収支の見込みなどの推移を勘案する。

⑧ 経営改善計画の策定について

経営改善計画書がない場合であっても、これに代えて今後の資産売却や収支見込みなどを基に返済能力を確認する。

⑨ 返済条件の変更を行っている場合について

設備投資資金を融資する場合、短期資金で融資し、これを後に長期資金に切り替えるものなど、通常の商習慣の中での条件変更もある。これを条件変更に伴う債務者区分の変更を行わず、資金使途、変更理由を勘案する。

▼ ここだけは要チェック

上記の事例は、各金融機関が行った自己査定の内容について金融庁が検査する際のチェックポイントですが、各金融機関が当該企業を融資審査する際の検証ポイントとしても同義的に捉えることができます。よって、これらに該当する場合には、金融機関との意思疎通が重要になってくるものと思われます。

融資を引き出すための 金融機関との上手な付き合い方

「金融検査マニュアル別冊 (中小企業融資編)」とは—その3—

第5回

税理士
甲賀 伸彦



質問

平成16年2月26日に「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」の改訂版が発表されました。別冊の内容は、より中小企業の実態に即したものとなるような改訂となったと聞いています。借り手である中小企業にも参考になると思われますので、改訂の内容を教えてください。

回答

■改訂の背景

平成14年6月に「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」が公表されて以来、金融庁では、その周知徹底を行ってきました。その後、「リレーショナルシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の中で「当該別冊の定着状況等をモニタリングし、その内容が中小企業の実態により即したものとなるよう改訂する。」との内容が盛り込まれました。

それに対応して、金融庁は平成15年12月22日に改訂(案)を発表し、約1か月の間パブリックコメントを受け付けました。その結果、金融団体、中小企業団体及び中小企業庁等から約240件の意見が寄せられ、それを踏まえた上で若干の修正を加え、平成16年2月26日に正式に改訂版を発表しました。

■改訂の趣旨

金融機関は、日常の取引関係の中で蓄積される情報をベースに、債務者のリスクを評価し、リスクテイクする形で金融仲介の機能を

果たしています。こうした中で「金融機関と債務者との間で中身のある意思疎通が行われているか」「意思疎通を通じて経営実態の把握や、債務管理の一環として債務者への経営指導等の働きかけが行われているか」といった点がより一層重要になってきました。

こうした考えの下、今回の改訂では、より積極的に債務者との関わり合いを真摯に果たしている、あるいは果たそうとしている金融機関については、結果として検査でも差が出るような内容となっています。

■改訂の内容

① 債務者との意思疎通

① 企業の成長性等について金融機関の評価を尊重

債務者区分の判断において、企業の技術力、販売力、経営者の資質等やこれらを踏まえた成長性を評価する場合に、企業訪問・経営指導等を通じて収集した情報に基づく当該金融機関の評価を尊重する。

② 金融機関による中小企業の再生支援の実

績を引当率に反映

要管理先の中小・零細企業のうち、金融機関が企業・事業再生支援を実施し、その実績、データが存在している債務者については、それ以外の債務者と区分してグルーピングし、引当率に格差を設けることを可能とする。

② 擬似エクイティへの対応

- 資本的劣後ローンによるデット・デット・スワップ (DDS)

金融機関が、中小・零細企業向けの要注意先債権（要管理先への債権を含む。）を、債務者の経営改善計画の一環として資本的劣後ローンに転換している場合には、債務者区分等の判断において、当該資本的劣後ローンを資本としてみなすことができることとする。

③ 小口・多数の債権の分散効果

- ① 検査における「金額抽出基準」を引上げ（改正前：2,000万円→改正後：5,000万円）
- ② 中小事業者向けの小口定型ローンの取扱い

④ 運用の改善

- ① キャッシュフロー重視の明確化
中小・零細企業の債務者区分の判断においては、赤字や債務超過といった表面的な現象のみをもって判断することは適当ではなく、キャッシュフローを重視して検証する必要があることを明確化した。
- ② 経営者の資質等に関する検証ポイントを追加
中小・零細企業の信用力や成長性を評価する場合の経営者の資質等に関する検証のポイントとして、過去の約定返済履歴等の取引実績、経営者の経営改善計画に対する取組み姿勢、財務諸表など計算書類の質の向上への取組み状況等を追加した。
- ③ 法律等に基づき承認された計画等の活用
中小・零細企業の技術力、販売力等の評価において、法律等に基づき技術力や販売力を

勘案して承認された計画（例えば、中小企業経営革新支援法の「経営革新計画」）等を参考として活用する旨を明記した。

④ 疎明資料の範囲の明確化

従来検証のポイントを明確するための疎明資料の範囲を限定的に捉えられていた面があったことから、金融機関が債務者管理や自己査定のために用いる資料等を含むことを明確化した。

⑤ 事例の大幅な拡充

検証のポイント改訂に併せて、事例を追加・改正し、事例集を16から27に拡充した。

- ① 経営改善計画等の進捗状況が計画を下回る場合の取扱い（事例13、14）

中小・零細企業の経営改善計画の進捗状況が計画を下回る（おおむね8割に満たない）場合にも、進捗の状況のみにより機械的・画一的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析の上、キャッシュフローを含め今後の見通しを検討する事例を追加した。

- ② 貸出条件緩和債権の取扱いについて（事例18など）
- ③ 代表者等からの借入金等の回収意思の確認は不要（事例1）
- ④ 資本的劣後ローンによるデット・デット・スワップ（事例26）
- ⑤ 一時的な外部要因による赤字や債務超過時の判断（事例27）

▼ ここだけは要チェック

経営者の資質の判断ポイントとして、「財務諸表など計算書類の質の向上への取組み状況」が明文化されています。これは我々、職業会計人がその専門家として、財務体質改善などの経営助言活動についても積極的に支援することが要請されているものと感じられます。

融資を引き出すための 金融機関との上手な付き合い方

「財務諸表など計算書類の 質の向上に向けた取組み」とは

第 6 回

税理士
甲賀 伸彦



質問

「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」の改訂において、経営者の資質の判断ポイントとして、「財務諸表など計算書類の質の向上に向けた取組み状況」とする事項が追加されたということですが、具体的にどのようなことに注意すればよいのでしょうか？

回答

「金融再生プログラム」の具体的な動きとして、金融機関は、各企業を係数により徹底的に管理をし、金融機関存続のために、破綻はもちろん、破綻懸念先の企業を見切っていくことが予想されます。タイミングとしては、企業が各金融機関に決算書を提出し、各金融機関の融資担当者が会計情報などを入力し、審査部を通して結果が出たときからです。あくまでこの作業は、事務的に行われるため、「ちょっと待ってよ……」という泣き言は、もう通用しなくなります。

これから数回にわたって、現在、置かれている金融機関の立場を理解し、それに対応すべく企業会計をどのように捕らえていけばよいかを解説します。

■「損益計算書」から「貸借対照表」重視へ
企業会計の目的である財務諸表の作成で

は、1会計期間の経営成績を明らかにする「損益計算書」と1会計期日における財政状態を明らかにする「貸借対照表」がその中心となります。企業を客観的に評価する上では、どちらの財務諸表も重要な情報となりますが、企業評価という観点からは、「損益計算書」より「貸借対照表」に、その重要性がシフトしてきています。すなわち、「損益計算書」は、期間損益の結果を捕らえるため、単発的な会計情報にしかすぎず、むしろ、長年の期間損益計算の結果を每期少しずつ受けて、それを自己資本として蓄積した内容を表現する「貸借対照表」が企業評価の上で重要な会計情報となってきました。

また、金融機関が作成する各企業のスコアリングシートでは、定量的要因の中で一番ウエイトが高いのが、安全性の指標である「自己資本比率」であり、これも「貸借対照表」

の内容から導き出される指標です。

ここで「貸借対照表」の構造を考えてみましょう。「貸借対照表」の貸方（右側）は、資本（金）の調達源泉を表し、具体的には、「資本」、「負債」がこれに当たります。一方、借方（左側）は、その資本（金）の運用形態を表し、「資産」がこれに相当します。

会計学上はこのような表現をしますが、経営学上は、資本を「自己資本」、負債を「他人資本」と呼び、これらを合わせて「総資本」と呼んでいます。また、資産の合計額を「総資産」と呼んでいます。

最近、新聞紙上でもよく見かけられると思いますが、金融機関を含めた企業の「自己資本比率」に話題が集中しています。「自己資本比率」とは、総資本における自己資本の割合をいい、言い換えるならば、どれだけ会社の資産を自分のもので賄っているかという経営指標となります。当然ながら、会社の資産は、他人よりも自分のもので賄っていた方が良いわけですから、自己資本比率は、高ければ高いほど良いということになります。企業規模や業種にもよりますが、30%を目標に掲げる必要があると思います。

■自己資本比率を高めるためには

本連載第1回（1月号）でも解説したとおり、自己資本比率を高めるためには、①分子を大きくするか、②分母を小さくするという二つの手段があることが分かります。

①の具体的な方法としては、每期利益を出すことで、剰余金たる資本を増やす方法があります。しかしながら、これは、利益を出すことが前提であり、また時間を要するということから、自己資本比率の早期改善には向き

ません。

①の二つ目の方法として、増資がありますが、中小零細企業では役員報酬なども手控えられている現状から、その調達は、難しい状況になっています。いずれにしても、①の分子を大きくするのは、問題が多いのです。

では、②の分母を小さくする方法、すなわち総資産（本）を圧縮する方法を考えてみましょう。定期預金と借入金が同一の金融機関で行われていたとすれば、チャンスです。いわゆる拘束状態になっている預金をもって、当該借入金を返済することで、比較的簡単に自己資本比率のアップが見込まれます。

今ではあまり見られなくなりましたが、上記の状態を生み出した要因の一つである「拘束性預金」は、金融機関からの借入れ、あるいは手形割引の際に、その資金の一部を金融機関に預入れしたものをいいます。例えば、2,000万円の借入れを行い、そのうちの500万円は定期預金への預入れを迫られ、預金証書は、銀行預かりといった具合です。

「拘束性預金」のうち、借入れの際に要求される預金を「両建預金」、手形割引の際に要求される預金を「歩積預金」といいます。当然のことながら、預金と借入れは、同時に行われるべきものではなく、旧大蔵省の時代の通達により禁止されています。

▼ここだけは要チェック

「財務諸表など計算書類の質の向上」については、財務体質改善といった観点から検証すると、「貸借対照表」の重視がそのポイントと思われます。

融資を引き出すための 金融機関との上手な付き合い方

「財務諸表など計算書類の 質の向上に向けた取組み」について

第7回

税理士
甲賀 伸彦

その2

質問

前号で「財務諸表など計算書類の質の向上」については、財務体質改善といった観点から検証すると、「貸借対照表」の重視がポイントであることが理解できました。

では、具体的にどこから改善していけばよいのでしょうか。

回答

各金融機関が財務諸表の中で、最も注目しているのが「貸借対照表」であることは、自己資本比率などの企業の安全性を表す指標が、その内容から導き出されることから確認できました。

その「貸借対照表」の中に、「役員借入金」あるいは「役員貸付金」といった科目がでてくることがあります。「役員借入金」とは、法人の役員（一般的には法人のオーナーである社長）がその法人に対して資金を注入した時に、その金額を表示する科目です。また、これとは反対に「役員貸付金」とは、法人の役員がその法人の資金を持ち出した時に、その金額を表示する科目です。

中小・零細企業等の場合、個人が事業を立ち上げ、その後、一定の成果が得られると確信した段階で、事業主が自ら出資し、法人格を取得して企業化するのが一般的です。した

がって、これらの取引があるのが通常であり、実態であるのは、お分かりいただけると思います。

「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」では、検証のポイントに関する運用例が紹介されていますが、最初に挙げられているのが「企業の実態的な財務内容について」の運用例です。本連載第4回（本誌4月号）でも紹介したとおり、貸借対照表の負債の部に、「役員借入金」勘定がある場合、役員が返済の要求をしないときは、自己資本相当額として取り扱うことは可能であるとしています。さらに、平成16年2月の上記マニュアルの改訂版によって、代表者等からの借入金等の回収意思の確認は、不要となりました。

また、「役員貸付金」勘定がある場合、回収可能性を検討する必要があります。また、回収不能額がある場合には、自己資本額相当

額から減額しなければならないと考えられています。ただし、代表者の個人支出や資金繰りの状況などの確認が必要となります。

「法人」とは、法律によって人格を与えられた会社などをいいますが、「法人」を「愛人」と読み替えると、上記の「役員借入金」及び「役員貸付金」の理解を深めることができます。「役員借入金」は、社長が「法人」に資金を注ぎ込んでいる状態です。すなわち「法人」＝「愛人」には、どんどん私財を投入しますが、いざ資金が必要になっても、それを返してくれとは、なかなか言えないものです。これは、「愛人」（法人）を愛しているからこそできるわけで、結果的に「役員借入金」の金額が、減少することはほとんどありません。よって、実質的には、法人に維持拘束される資本金と同様に扱われることとなります。

また、「役員貸付金」の場合は、社長が「愛人」（法人）の資金を引き出している状態です。すなわち、「愛人」が社長に対して、資金を渡しているわけで、社長はいわゆる“ヒモ”の状態です。「愛人」と社長の関係は、密接なのは間違いありませんが、社長は貢いでもらっている以上、発言力も弱いですし、また「愛人」の生活状況（財政状態）も苦しくなる一方です。また、「役員貸付金」という勘定科目では、対外的にカッコ悪いからと「仮払金」勘定としていても、勘定科目が異なるだけで、内容は変わりません。いずれにしても、“ヒモ”の状態はお互いにジリ貧になるのは明らかですし、いったん貰ったものを返すのはとても辛いものなので、早めに手を打っておかないと、「心中」（倒産）なんてことになりかねません。

結論として、「役員借入金」が貸借対照表

上に存在する場合は、自己資本と同様な取扱いがなされるため、歓迎されるものと考えられます。また、中小・零細企業等においては、株主と当該役員が同一であることが多く、「役員借入金」が役員である株主からのものとする、「資本金」と同様に企業に投資している状態と考えられます。その性質を応用して、当該役員たる株主が「役員借入金」の返済を要求しない場合には、「資本金」として組み入れる方法も自己資本比率アップの手段として考えられると思います。これは、一般的に「借入金の資本組入れ」と呼ばれています。

一方、「役員貸付金」、あるいは役員に対する「仮払金」が貸借対照表上に存在する場合は、企業の資金が流失している事実が明白なため、その内容を吟味し、その妥当性を追及せざるを得ないわけです。金融機関は、この勘定を「換金性のない資産」と評価するため、企業が融資を申し込む時に金融機関側の懸念事項となることもあります。

さらに、「役員貸付金」は、ややもすれば返済が滞留しがちです。この間、税務上の認定利息が発生するため、返済者である役員は、増加していく利息分を含めて支払い続け、法人は利息に対して法人税を負担することになります。

▼ ここだけは要チェック

勇退時まで社長の“ヒモ”状況が続くと、役員は退職金で精算せざるを得ません。万一死亡事故が発生すれば、その死亡退職金で「役員貸付金」を精算することになり、遺族へ弔慰金を支払えなくなることが予想されますので注意する必要があります。

融資を引き出すための 金融機関との上手な付き合い方

「財務諸表など計算書類の 質の向上に向けた取組み」について

第 8 回

税理士
甲賀 伸彦

その3

質問

前号で財務体質改善といった観点から、「貸借対照表」のうち、「役員貸付金」あるいは「仮払金」といった科目の早期解消が必要であることが理解できました。これらの他に、どのような点に注意を払っていけばよいのでしょうか？

回答

本連載第6回（6月号）で解説したとおり、各金融機関が注目している財務諸表は、長年の期間損益計算の結果を毎期少しずつ受けて、それを自己資本として蓄積した内容を表現する「貸借対照表」であり、その会計情報が企業評価の上で重要となってきています。そこから導き出される企業の安全性を表す指標が「自己資本比率」です。企業の資産は、他人よりも自分のもので賄っていた方が良いわけですから、当然のことながら、「自己資本比率」が高ければ高いほど良いということになります。

「自己資本比率」を高めるためには、①分子（自己資本）を大きくするか、②分母（総資産）を小さくするという二つの手段があることは、すでにお伝えしたとおりです。①の方法の具体策としては、毎期の継続的な利益の創出による内部留保の充実か、あるいは増資ですが、これらは簡単にできるものではありません。

よって、②の分母を小さくする方法が重要になってきます。結果として、「貸借対照表」の総資産（本）の「圧縮」を行うことが財務体質改善につながってくるのです。いわゆるダイエット作戦といったところでしょうか（!?）。この作戦には、食事を摂らないでウエイト・ダウンをするということではなく、キチンとドクターに監視してもらいながら、合理的にスリムになっていく必要があります。そのドクターが我々、職業会計人ということです。先生と呼ばれる人のところには、いろいろな病を持った人が集まるといいますが、職業会計人は、財務体質改善のドクターとしても、力を発揮しなければいけませんね。

ダイエット作戦の一つ目の方法として、定期預金と借入金が同一の金融機関で行われている場合、すなわち「拘束性預金」によって、当該借入金を返済することで、「貸借対照表」の圧縮が図れることは、すでにお伝えしたとおりです。

二つ目に考えなければならないのは、「在庫」の問題です。これについては、財務体質改善と表裏一体にある「資金」の問題にも関係してきます。「在庫」とは、企業における期末時点での未販売の商品などをいいますが、これが増加した場合は、すなわち期末資産の増加となり、その資金手当ては、他人資本によることとなります。これは貸借対照表の構造から考えても、自己資本をすぐに増加させることは難しいので、他人資本によらなければならないということ、明らかですね。

ところで、在庫の問題に関して、「売上原価」との関係を見ていきたいと思います。その事業年度で仕入れた商品などが、すべて売れていれば、その仕入金額が売上原価となります。しかしながら通常は、仕入れた商品などの一部が売れ残ってしまうものです。そのため、総仕入高から事業年度終了の日の在庫をマイナスして、売上原価を計算する必要があります。よって、当期の売上高に対応する原価の計算プロセスは、初めに、前期から繰り越されてきた期首商品などの在庫に当期の仕入高を加えます。この合計額は、当期に販売可能な商品などを表します。この販売可能な商品から期末の売れ残りの在庫を差し引くことにより、販売済みの商品などの原価を導くことができるのです。

当期の売上原価

＝期首棚卸高＋当期仕入高－期末棚卸高

例えば、実際の期末在庫に架空分を加えた「在庫の水増し」などを行うと、売上原価が小さくなるため、その結果、利益が出たような形になります。いわゆる、赤字と予想される企業が、この手法により欠損を回避する行為を行う可能性があります。これを「粉飾決算」といいます。赤字の企業が利益を出した

ように決算を行う粉飾決算は、もともと金融機関などの第三者から決算書の提出を求められているなどの理由により、やむを得ず黒字の決算を行わなければならない時に作成されるはずで

一旦、このような決算書を作成すると、なかなか本来の財政状態に戻すことはできず、また作成された決算書が本当の企業の財政状態を表さないことから、絶対に行ってはいけません。これを防止する意味でも、最低でも月に1度の実地棚卸を行い、正しい売上原価を算定する必要があると思います。さらには、帳簿棚卸との比較を行い、その乖離が大きいつきには、内部牽制制度の改善に着手してはかがでしょう。

また、黒字の企業が在庫の過小評価を行い、売上原価を増加させる行為は、結果として利益を減少させます。これを「逆粉飾決算」といいます。「逆粉飾決算」は、売上げの除外、あるいは経費の水増しによって行われますが、明らかに脱税行為です。また、税引き後の利益が剰余金として貸借対照表に計上され、自己資本比率のアップの要因となるはずなのに、利益を過少申告することで、その比率の上昇を自ら抑制しているわけですから、実にもったいない話ですね。

▼ここだけは要チェック

企業の「貸借対照表」の圧縮を「在庫」というテーマから考えると、期末における過剰在庫、あるいは不良在庫の処理が重要になってきます。これは、「資金」の問題とも密接に関係してくるので、注意深く見ていく必要があると思います。

融資を引き出すための 金融機関との上手な付き合い方

「財務諸表など計算書類の 質の向上に向けた取組み」について

第9回

税理士
甲賀 伸彦

その4

質問

先日、決算終了後に融資を受けている金融機関から、決算書等の提出を求められました。例年のように貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書を提出したところ、法人税の申告書や、勘定科目及び減価償却の内訳明細書の提出も要求されました。これからは、これらの書類の提出が基本となるのでしょうか？あるいは、当社に関して注意深く見る必要が生じたため、提出を求められたのでしょうか？

回答

結論から言いますと、今まで法人税の申告書や、勘定科目及び減価償却の内訳明細書の提出が求められなかったことが、特別であったと考えるべきです。たぶん、勘定科目の内訳や減価償却の明細については、金融機関が聴取りによって、それを補っていたと考えられます。また、勘定科目の内訳を提出している場合でも、ある勘定科目の「その他」の項目に大きな金額が載っている時には、その内訳を尋ねられたことは、ないでしょうか？私が顧問している企業には、たとえ1円であっても、「その他」の項目は利用しないことにしています。

また、減価償却は、支出を伴わない費用ということで、潜在的返済力に直接反映するため、それがキャッシュフローとして表現されることとなります。特に減価償却不足額があるとキャッシュフローに直接響くため、融資

をすでに実行している場合には、減価償却の内訳書を要求してくるのは、当然のことと思われる。

今回は、これらのうち減価償却に関する事項について、金融機関サイドから見た考え方について焦点をあてていきたいと思えます。平成16年2月に発表された「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」改訂版の事例10に、減価償却に関する次のような記述があります。

■概況・業況・自己査定

債務者は、地元温泉地の中規模旅館で当行メイン先（シェア80%、与信額平成13年9月決算期400百万円）である。5年前に宿泊客の落込みへの挽回策として、別館をリニューアルしたものの、売上げは当初計画比80%程度に止まり、伸び悩んでいる。期間損益は多額な減価償却負担や金利負担から赤字を続け、債務超過に陥っている。

当行は、運転資金のほか、当該別館改築資金（250百万円、20年返済）に応需している。なお、当該改築資金については、現状正常に返済が行われている。代表者は、今後は新たな旅行代理店の開発及びタイアップにより、宿泊客数の増加を図るとともに、人件費等の経費削減にも取り組み、収益の改善に努めたいとしている。当行は、財務内容や収益力は芳しくないものの、現行、正常に返済していることや代表者の経営改善に向けた意欲を評価して正常先としている。

<検証ポイント：業種の特性について>

1. 中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、その財務状況のみならず、代表者等の収入状況や資産内容等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとされているが、その際、業種の特性を踏まえた検討も合わせて行う必要がある。

一般的に、旅館業については、多額の設備資金を必要とし、これら投資資金の回収に長期間を要するという特性を有している。また、多様化する顧客ニーズへの対応のため、比較的短期間の内に設備更新のための再投資（修繕費用等）も必要とされる。

旅館業の債務者区分の判断に当たっては、こうした業種の特性による設備投資に伴う減価償却負担や金利負担の状況及び投資計画を踏まえた収益性等について検討をする必要がある。

2. 本事例の場合、返済は正常に行われているが、売上低迷、每期赤字、債務超過という面のみを捉えれば、要注意先以下に相当する可能性が高いと考えられる。

一方、通常、減価償却費が定率法で算定される場合、投資後初期の段階では減価償却費負担が大きくなることから、自己資本額が小さい債務者の場合、赤字、債務超過に陥りやすくなるが、仮に、減価償却前利益が今後一

定の水準で推移するとした場合、時間の経過とともに、減価償却費の減少から、減価償却後利益は黒字へと好転し、債務超過額も徐々に解消していくこととなる。また、借入金の返済が進めば、通常、金利負担も減少していくことが考えられる。

したがって、旅館業のように新規設備投資や改築費用が多い業種については、現時点での表面的な収支、財務状況のみならず、赤字の要因、新規投資計画に沿った収益・返済原資が確保されているのか否か、今後の売上げの改善見込みなどを検討する必要がある。

3. 本事例の場合においては、こうした検討を踏まえ、債務者自身で返済原資が確保されているのか否か（代表者等の支援があるのか否か）、当初計画比80%程度の売上げや減価償却費、金利負担の減少等をベースにした収益水準で今後の返済が可能か否か、あるいは、今後の収益増強策でどの程度返済原資の積み上げが図れるのかなどについて検討し、今後も当初約定どおりの返済が可能であるならば正常先に相当する可能性が高いと考えられる。

【着目点】

以上のように、新規設備投資や改築費用が多い業種では、初期の段階では減価償却費の負担が多くなるため、画一的判断で「要注意先」となる可能性が高いのですが、今後の収益、返済原資の確保の度合い等、総合勘案して「正常先」となる場合もあると思われます。

▼ここだけは要チェック

減価償却費を每期計画的に計上するためには、年間の減価償却額を12等分し、各月に配分します。毎月、その額を上回る利益達成目標を掲げる必要があります。

融資を引き出すための 金融機関との上手な付き合い方

最近の金融情勢について

第10回

税理士
甲賀 伸彦



質問

平成16年2月26日に「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」の改訂版が発表されましたが、その後に中小企業を取り巻く金融情勢の変化があれば、教えてください。

回答

中小企業を取り巻く金融情勢については、本連載第2回（2月号）で取り上げたように、金融庁は、平成14年に主要行の不良債権処理を通じ、経済再生を図るための「金融再生プログラム」を取りまとめました。「金融再生プログラム」は、平成16年度までに主要行の不良債権比率を半分程度まで低下させるとともに、資産査定厳格化、自己資本比率の充実及びガバナンスの強化などについて、新しい金融行政の枠組みを示したものです。

＜「金融再生プログラム」の内容＞

- ① 新しい金融システムの枠組み
- ② 新しい企業再生の枠組み
- ③ 新しい金融行政の枠組み

上記の内容を受けて、中小企業の実態を反映した的確な検査などを確保するため、「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」の趣旨や内容の周知徹底を借り手企業に対して促してきました。さらには、本連載第5回（5月号）で解説したとおり、平成16年2月26日に「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」の改訂版が作成されました。以前よりも中小企業の実態に即したものに改めら

れ、特に積極的に債務者との関わりを真摯に果たしている、あるいは果たそうとしている金融機関については、結果として検査でも差が出るような内容となっています。

また、「金融再生プログラム」の流れの一つとして、平成15年3月27日には「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」と称する報告書が発表されました。「リレーションシップバンキング」とは、長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデルをいいますが、主に主要行とは異なる特性を有する中小・地域金融機関が、これに該当することになります。

これを受けて翌日には「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が発表されました。平成15年から平成16年度までの2年間の「集中改善期間」における、①中小企業金融の再生に向けた取組みや、②各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組みを主な内容としています。これについて、各金融機関は「リレーションシップバンキングの機能強化計

画」を提出しており、半期ごとに実施状況を当局がフォローアップし、取りまとめた上、公表しています。

●「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」

その後、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、平成16年5月31日には「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が公表されました。これは、多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立を図ることを目的としており、中小・地域金融機関に特化し、その業務の特性を踏まえた初の監督体系となっています。

●「金融重点強化プログラム」(仮称)

平成16年6月4日の閣議決定により「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が発表されました。これによると平成16年度は、集中調整期間の仕上げの年であり、バブル崩壊後の負の遺産からの脱却に目途をつけ、また「金融再生プログラム」を着実に推進し、不良債権問題を終結させること等により、金融システムを強化するとともに、中小・地域金融機関の機能強化を図るとしています。

さらに、平成16年度までが「集中調整期間」であったように、平成17年度及び平成18年度の2年間を「重点強化期間」と位置づけています。「重点強化期間」においては、平成16年末を目途に策定される「金融重点強化プログラム」(仮称)に基づき、不良債権問題への対応から脱却して、金融・証券市場の構造改革と活性化により、我が国の金融セクターをさらに強化・充実させ、経済社会の新たな成長に向け、国際的にも最高水準の金融機能が利用者のニーズに応じて提供されることを目指すとしています。

具体的には、次の五つを柱とした金融行政への積極的転換を図ることが示されています。

- ① 強固で活力のある金融システムの構築
- ② 金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営強化
- ③ 地域活性化・中小企業再生に貢献する地域金融や中小企業金融の構築
- ④ 利用者のニーズに対応した多様で高度な金融サービスの提供

⑤ 金融実態に対応した取引ルール等の整備とその下での利用者の安心の確保

これを受けて金融庁では、7月に発表した政策評価実施計画の中で、今後の政策方針として、集中調整期間の終了後も金融セクターにおける構造改革の手綱を緩めることなく、我が国金融セクターをさらに強化・充実させ、経済成長の基盤とするため、重点強化期間を対象とした「金融重点強化プログラム」(仮称)を策定すると発表しています。

●新 BIS 規制

BIS 規制は、国際業務を営む銀行の自己資本比率を8%以上に維持することで、国際的な金融システムを安定化させるため、1988年に発表されました。日本では、1993年3月末から適用が開始されています。ただし、国内業務だけを行う銀行は4%以上とする独自の規制も設けています。また、1996年には、従来の信用リスクに加えて、保有する有価証券などの変動リスク(市場リスク)も考慮に入れるように一部改正されました。

2004年6月に発表された新 BIS 規制案では、自己資本比率の最低基準の8%は変わりませんが、リスクの計測方法にオペレーショナル・リスクを追加しました。また、従来の画一的な信用リスクの考え方を不良債権の引当率に応じて反映させることにしました。これにより、さらに不良債権処理が加速すると考えられます。

<新 BIS 規制の自己資本比率の計算式>

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{信用リスク} + \text{市場リスク} + \text{オペレーショナル・リスク}} \geq 8\%$$

▼ここだけは要チェック

このほか、来年4月1日からは、ペイオフの凍結解除が行われることになっています。決済性預金は、全額保護されることになっていますが、名称や具体的な手続などについては、今後発表されると思われます。

融資を引き出すための 金融機関との上手な付き合い方

政府系金融機関の活用策

第11回

税理士
甲賀 伸彦



質問

新規に事業を始めようと思い、近くの金融機関（信用金庫）に開業資金の借入れの相談に行きましたが、事業の実績がないという理由で、全く相手にしてもらえませんでした。ただし、その金融機関の担当者から、政府系金融機関に行ってみてはどうかとアドバイスを受けたのですが、どういうことなのでしょうか？

回答

金融機関は、役割によって中央銀行、民間金融機関、政府系金融機関の三つに分類することができます。中央銀行とは、日本においては日本銀行がこれに当たり、発券銀行、銀行の銀行、政府の銀行という三つの役割を担っています。これらの役割をもとに、公定歩合や公開市場の操作などの金融政策を実行することができるようになっていきます。

そして、民間金融機関とは、通常皆さんが「銀行」と呼ぶリテール・バンク業務を行っている都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合や、信託銀行、農林漁業金融機関、保険会社などが、これに当たります。

さらに民間金融機関を補完する機関として政府系金融機関があります。政府系金融機関には、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央公庫などがあり、民間の厳しい融資条件はクリアできない事業者や、事業に必要な資金の一部しか借りられない事業者な

ど、資金調達に困難な人でも融資に応じてもらえる可能性があります。

政府系金融機関が行う公的融資と銀行などの民間融資とを比較した場合、公的融資は、①低金利である、②固定金利であるため資金計画が立てやすい、③比較的長期返済である、④担保・保証人の要件が軽い——といったメリットがあります。

しかし、公的融資は、銀行などの民間融資に比べて、①融資の決定までに時間を要し、②必要書類が多く手続が煩雑であり、③緊急の資金手当には、ほとんど対応できない——といったデメリットもあります。

■国民生活金融公庫

国民生活金融公庫は、平成11年に国民公庫と環境衛生金融公庫が統合し、両公庫の業務を引き継いで発足した全額政府出資による政府系金融機関です。我が国には、中小企業が約469万社ありますが、公庫の事業資金の融資先数は、約149万社となっており3社のう

融資を引き出すための 金融機関との上手な付き合い方

ち1社が利用していることとなります。

国民生活金融公庫の融資先は、すでに事業を営んでいる中小企業の方や、これから事業を始めようとする方で、金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業などの業種の方を除いて、ほとんどすべての業種の方が利用することができます。また、すでに公庫資金を利用して返済の途中の方でも、融資限度額の範囲内であれば、重複利用も可能となっています。ただし、原則として、保証人、担保(不動産、有価証券)などが必要となるため注意が必要です。

実際のところ、資金が必要な方が、保証人あるいは担保がないために銀行から融資を断られたケースは多いと思われます。というのも本連載第1回(1月号)で取り上げたように、金融機関を取り巻く環境の変化に伴い、民間金融機関がプロパー融資を行うと金融機関の自己資本比率が低下してしまうため、自己資本比率低下の影響を受けない保証協会付きの融資を積極的に進めているからです。

小規模事業者や新規開業予定者で運転資金や設備資金の融資が必要にもかかわらず、十分な担保や適切な保証人がいない場合、無担保・無保証人で利用できる融資制度が、経営改善貸付け(マル経融資)です。商工会議所・商工会等が国民生活金融公庫に事業者を推薦するという形で、いわば商工会議所・商工会等が保証人のような役割を果たしており、会員への融資をバックアップする制度です。

マル経融資は、一定の要件を満たす従業員が20人以内(商業・サービス業の場合は5人以内)の方が対象で、融資金額は550万円以内ですが、別枠として450万円までの、最大で1,000万円の融資を受けることが可能です。運転資金の場合は5年以内、設備資金の場合は7年以内の返済期間となり、ともにこの範囲内にプラス最大6か月まで返済の据置期間を設けることも可能です。

新規開業予定者や開業後税務申告を2期終えていない方には、新創業融資制度(新規開

業ローンの保証人特例措置)により無担保・無保証人で融資を受けることが可能です。融資金額は、750万円以内となっています。返済期間は、上記と同様です。

その他、経済対策によるセーフティネット融資制度、新規企業育成貸付けや経営革新等貸付けなど、さまざまな状況に応じた融資制度が用意されています。

■中小企業金融公庫

中小企業金融公庫は、対象業種によっても異なりますが、国民生活金融公庫と比べて、どちらかという中堅規模以上の企業に対して融資を行う政府系金融機関です。

○製造業・建設業・運輸業……資本金3億円以下又は従業員300人以下

○卸売業……資本金1億円以下又は従業員100人以下

○小売業……資本金5,000万円以下又は従業員50人以下

○サービス業……資本金5,000万円以下又は従業員100人以下

一般貸付けの他、特別貸付けには、新企業育成貸付け、経営革新等支援貸付け、地域企業支援貸付け、環境対策貸付け、セーフティネット貸付けや企業再生貸付けなど、計画内容に応じて、さまざまな種類が用意されています。最長20年の長期で返済計画を組むことも可能となっています。

▼ここだけは要チェック

政府系金融機関については、返済の事実が実績として評価されるようです。新規事業に限らず、今までの既存の民間金融機関から資金を調達している事業者でも、実績を残す意味で、政府系金融機関からの調達も検討されてはいかがでしょうか。

詳しくは、ホームページ(<http://www.kokukin.go.jp/>)でご確認ください。

融資を引き出すための 金融機関との上手な付き合い方

民間金融機関の「制度融資」とは

第12回

税理士
甲賀 伸彦



質問

前回の内容によって、中小企業に対する金融の円滑化を支援するために、「国」すなわち国民生活金融公庫などの政府系金融機関がその役割を担っていることが理解できました。それでは、民間金融機関で、事業規模の拡大や経営の安定化に向けてのための必要な資金を、プロパー融資より低利で受けることは可能でしょうか？

回答

都道府県や市町村などの地方自治体には、中小企業向けの各種の融資制度が用意されています。このような融資制度を（狭義の）「制度融資」と呼んでいます。広い意味での「制度融資」には、本連載第11回（11月号）で取り上げたように、国民生活金融公庫や中小企業金融公庫などの全額政府出資の政府系金融機関が行っている各種の施策に応じた融資制度も含まれます。これら政府系金融機関の創設の目的として「一般の金融機関からその融通を受けることを困難な」企業を対象にしていることから、「国」が中小企業をバックアップしているといえるでしょう。当然のことながら、これらの「制度融資」の借入利息等については、民間金融機関のプロパー融資よりも低利になっているのが特徴です。

「制度融資」とは、地方自治体と指定金融機関と信用保証協会の三者が協調して、中小企業が金融機関から融資を受けやすくするた

めの制度をいいます。地方自治体は、融資に必要な資金の一部を「呼び水」として金融機関に預託します。取扱金融機関はその資金に自己資金を加えて、地方自治体が定めた融資条件にしたがって、それぞれの金融機関の判断で融資を実行します。

つまり、地方自治体は融資の申込者が対象者として最低条件に合致し、融資条件に適合した申込みであるかを判断する役割になっています。一方、融資のための調査や審査は、取扱金融機関が行うため、最終的な融資決定の判断は金融機関に委ねられることになっています。

一般に、中小企業が「制度融資」を活用する場合には、設備投資などに絡んでメインあるいは、サブメインの民間金融機関に相談することが多いと思われます。事前に商工会議所・商工会やインターネットなどで、「制度融資」の情報を入手しておき、該当すると思われる制度を提示した方が、スムーズな展開

(編集局注) 11月号本コーナー (109頁の左段下から5行目)に誤りがございました。次のように訂正致しますと共に、お詫び申し上げます。「この範囲内にプラス最大6か月」→「この範囲内で最大6か月」

となるでしょう。

民間金融機関より中小企業に対する制度融資が行われる場合、その三者の役割は、次のようになっています。

都道府県や市町村などの地方自治体は、①制度融資のために必要とされる原資を預託金として、金融機関に預け、②その融資に対して条件を定めます。また、③信用保証料の軽減措置等を実施しています。

指定金融機関として挙げられている取扱金融機関においては、(イ)地方自治体からの預託金に金融機関の自己資金を加えて融資を行います。また、(ロ)申込みのあった中小企業ごとに審査を行い、それぞれの金融機関の判断によって、地方自治体の定めた条件により融資を行います。

さらに各地の信用保証協会では、④金融機関から事業資金を借り入れる際に公的な保証人の役割となり、借入れを容易にしますが、⑤金融機関を通じて保証申込みのあった中小企業ごとに保証審査を行い、保証の諾否を決定しているのが実情です。

■東京都では……

ここで東京都の場合を例にとって、「制度融資」の概要を説明します。

利用できる企業の条件として、①中小企業であること、②都内に営業の本拠があり、同一場所で同一事業を営んでいること、③法人税あるいは所得税、及び事業税を滞納していないこと、④東京都信用保証協会の保証対象となる業種を営んでいることなど、が挙げられます。①の中小事業者の範囲は、資本金又は従業員数のいずれか一方を満たす会社・個人、事業協同組合となっています(右上の表を参照)。

通常、東京都の制度融資を申し込む場合は、東京都にある銀行、信用金庫、信用組合等の「取扱指定金融機関」が窓口となります。すでに金融取引や制度融資の利用実績のある方については、それらの金融機関の融資窓口へ相談することになります。

融資を引き出すための 金融機関との上手な付き合い方

業種	資本金	従業員数
製造業等(ソフトウェア業・情報処理業を含む。)	3億円以下	300人以下(注1)
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下(注2)
医療法人(注3)	条件なし	300人以下

(注1) ゴム製品製造業は900人以下

(注2) 旅館業は200人以下

(注3) 医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人

ただし、新規に開業する方の場合には、直接民間金融機関の窓口に出向いても、信用力の判断など難しい問題がありますので、東京都産業労働局金融部金融課や東京商工会議所、あるいは東京信用保証協会などのあっせん窓口で相談の上、申込みをした方がよいでしょう。

東京都の場合には、「小規模事業者向け融資」、「個人事業者向けの無担保無保証人融資」、いろいろな用途に利用できる一般的な事業資金の「自律経営融資」、創業前後の方向けの「創業支援融資」、新製品開発や事業多角化などさまざまな取組みを支援する「チャレンジ支援融資」、売上減少・取引先企業の倒産等に対応する「経営支援融資」など、多数の制度融資が用意されていますので、目的に応じて選択することが可能です。

▼ここだけは要チェック

制度融資を利用する場合でも、自社の財政状態・経営成績については、常に最新のものを用意するばかりではなく、経営者自らがその内容を理解していなければいけません。会計数値などの現状の把握が、経営意思決定の基盤となっていることを、もう一度見つめ直してはいかがでしょうか。

「メインバンク」について考えてみよう

第13回

税理士
甲賀 伸彦



質問

取引業者の社長より、複数の金融機関と取引をした方が良いとアドバイスを受けました。その意味は理解できるのですが、メインバンクをどこの金融機関にすればよいか迷っています。

回答

新たに事業を始める、あるいは既に事業を継続されている方にとっては、メインバンクをどのような基準で選択するかで、悩まれているかと思われます。今では、その数も減ってきた都市銀行（都銀）をメインバンクとして取引を行えば、見栄えが良いのですが、創業間もない会社、もしくは年商ベースで10億円に満たない会社の場合は、あまりお勧めすることはできません。さらに都銀は、経営の合理化と生残りをかけた合併劇によって、行員一人当たりの担当企業数も相当な数になるため、中小零細企業に対する面倒は見切れないといった状況です。

やはり、中小零細企業の場合は、事務効率などのことを考慮に入れ、「近さ」を優先すべきでしょう。その点では、“Face to Face”を信条とする地域密着型の「信用金庫」は、

お勧めです。仮に担当者が転勤になったとしても、同じ市区町村内での移動のため、地域が限定されていることから、いつでも連絡がとれるという点で安心です。

ところで、金融サービスは同じでも、経営理念の違いなどで組織のあり方が、それぞれ異なります。「銀行」は、株式会社であり、株主の利益が優先され、主な取引先は大企業となります。「信用金庫」は、地域の方々が利用者・会員となって互いに地域の繁栄を図る相互扶助を目的とした協同組織の金融機関で、主な取引先は中小企業や個人です。利益第一主義ではなく会員、すなわち地域社会の利益が優先されます。さらに、営業地域は一定の地域に限定されており、お預かりした資金はその地域の発展に生かされている点も銀行と大きく異なります。

一方、「信用組合」は、信用金庫と同じ協

同組織の金融機関ですが、根拠法や会員（組合員）資格が異なります。信用組合の場合、検査・監督事務が都道府県から国、すなわち金融庁に移管されたのは、最近のことです。信用組合は、信用金庫とほぼ同様な規模・業務体制であったのにもかかわらず、信用組合の監督機関が各都道府県であったため、自己査定についてもまちまちであったことは、否めないのではないかと考えられます。

この他に、「地方銀行」（地銀）は、都銀と信用金庫の中間に位置する存在ですが、やはり名前のとおり、都道府県単位で地域に限定した金融機関です。よって、「信用金庫」と同様に、中小零細企業には欠かせない存在です。融資の際の金利については、信用金庫よりは低めに設定される場合が多く見受けられますが、欠点として、担当者が転勤する場合、他の市区町村に移ってしまうため、会社の状況などは引継ぎ事項として残ってはいるものの、新しい担当者と一緒にスタートしなければならないのが、難点といえます。

ところで、金融機関との取引は、預金取引と融資取引がありますが、金融機関から見た「取引」とは、融資取引を指します。よって、預金取引のみで借入金、すなわち融資取引のない会社は、金融機関から見て取引先（お客様）には、該当しません。ただし、企業にとっては、売上入金や代金決済などを行ったり、些少であっても定期積金などの実績を重ねることが、今後の融資取引を実現するためのステップとなることは、間違いありません。

ところで、メインバンクだけに会社の全取

引を集中させるやり方は、会社の状況や内容が当該銀行に把握されることになるわけですから、融資を受ける際には、比較的スムーズに行われるはずですが、利息などの条件面などについては、金融機関主導の形にならざるを得ないかもしれません。

それを回避する上では、サブ・メインバンクとのお付き合いが必要になってきます。さらには、メインバンク一択だけの場合、そこからの借入金があると、社長自らが定期性預金などを解約することに躊躇したり、あるいは今ではあまり見られなくなりましたが、金融機関が、「拘束性預金」のつもりで解約を阻止するなどのデメリットが考えられます。

その防衛手段として、メインバンクは借入れを行う金融機関、またサブ・メインバンクは定期性預金をする金融機関とすれば、比較的自由に会社の資金を有効活用できますし、今後、サブ・メインバンクからの融資取引の可能性も高まるのではないかと考えられます。具体的には、「信用金庫」と「地方銀行」の組み合わせで、メインバンク及びサブ・メインバンクとして活用する方法が、中小零細企業にとっては、もっとも良いのではないのでしょうか。

▼ここだけは要チェック

未取引の金融機関から、金利の見直しを理由に借換え等を勧められる場合があると思われれます。その際には、メインバンクあるいはサブ・メインバンクに、同様の条件の見直しなどについても、いつでも相談できる環境を整えておくことが必要です。

非財務項目のココがチェックされる

第14回

税理士
甲賀 伸彦



質問

金融機関が中小・零細企業の「格付け」をする際に、提出している決算書から点数をつけていることは知っていましたが、非財務的項目についても評価され、点数化されているという事実は知りませんでした。

どういう評価がなされているのでしょうか。

回答

金融機関の中小・零細企業に対する「格付け」は、財務分析などの定量的な評価のほか、決算書には表現されない非財務的項目についても評価を行います。これらの項目を定性的要因といいます。「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」は、中小・零細企業の資産査定ガイドラインであります。「金融検査マニュアル（本編）」で補えない中小・零細企業の特長性、すなわち、販売力、技術力、経営者の資質など企業の将来返済力を表す項目や企業オーナーの資産、収益力や、企業の含み益などの潜在返済力を表す項目を定性的要因として、斟酌することが可能となったのです。つまり、「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」の27事例は、定性的要因による「格付け」アップのための事例集といえるでしょう。

ところで、中小・零細企業に対する「格付け」では、財務的項目、非財務的項目、及び保全などの取引状況に評点が付けられます。財務的項目たる定量的要因のウエイトを100とするならば、非財務的項目たる定性的要因

は、25から60までと各金融機関によって、バラツキがあります。「格付け」は、各金融機関が信用リスク管理のために独自に行っているものと考えれば、ばらつきがあることは当然といえるでしょう。定性的要因のウエイトを重んじるということは、それだけ企業実態を把握しようという金融機関の方向性を示していると考えられます。

以下に、定性的評価項目にスポットを当てて、その具体例をみていきます。

■代表者等の役員に対する報酬の支払状況

ここでいう代表者等には、例えば、代表者の家族、親戚、代表者やその家族等が経営する関係企業など当該企業の経営や代表者と密接な関係にある者などが含まれます。例えば、企業が赤字で返済能力がないと認められる場合であっても、代表者等への報酬や家賃等の支払いから赤字となり、金融機関への返済資金を代表者等から調達している場合があるため、赤字の要因返済状況、返済原資の状況を確認することが必要とされています。

■代表者等の収入状況や資産内容等

代表者等への収入状況については、個人に

については個人収支や資金繰り等、関係企業については企業収支や資金繰り等により確認するとしています。また、代表者等の預金や有価証券等の流動資産及び不動産（処分可能見込額）等の固定資産については、返済能力として加味することも可能です。ただし、代表者等に係る借入金がある場合にはその額を控除しなければいけません。

また、「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」改訂版では、代表者等からの借入金は、当該企業の自己資本相当額とみなす場合について、代表者が借入金の返済を当面要求しない点の確認については、不要となりました。

■企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれを踏まえた成長性

企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれを踏まえた成長性については、企業の成長発展を勘案する上で重要な要素であり、中小・零細企業等でも、技術力等に十分な潜在能力、競争力を有していることが多いと考えられるため、検査においてもこうした点について着目する必要があるとしています。

(1) 企業の技術力、販売力等

企業や従業員が有する特許権、実用新案権、商標権、著作権等の知的財産権を背景とした新規受注契約の状況や見込み、そして新商品・サービスの開発や販売状況を踏まえた今後の事業計画や、取扱商品・サービスの業界内での評判等を示すマスコミ記事、また今後の市場規模や業界内シェアの拡大動向、さらに販売先や仕入先の状況や評価、同業者との比較に基づく販売条件や仕入条件の優位性などが、判断材料になるとされています。

(2) 経営者の資質

過去の約定返済履歴等の取引実績、経営者の経営改善に対する取組み姿勢、財務諸表など計算書類の質の向上への取組み状況、ISO等の資格取得状況、人材育成への取組み姿勢、後継者の存在等が、改訂版において、定性的評価の具体的項目として明記されました。

これらの企業の技術力、販売力、経営者の

資質やこれを踏まえた成長性を評価するに当たっては、金融機関の企業訪問、経営指導等実施状況や企業・事業再生実績等を検証し、それらが良好であると認められる場合には、原則として金融機関が企業訪問や経営指導等を通じて収集した情報に基づく当該金融機関の評価を尊重するとしています。さらに、中小企業経営革新支援法の「経営革新計画」など、法律等に基づき技術力や販売力を勘案して承認された計画等や中小企業診断士等の評価なども勘案することが明らかにされました。

■経営改善計画書

中小・零細企業等の場合、企業の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合でも、例えば今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画や収支改善計画等のほか、企業の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえて判断を行うことが必要とされています。

■貸出条件及びその履行状況

貸出条件及びその履行状況については、「格付け」を判断する上で重要な要素であり、仮に、条件変更等が行われている場合には、その条件変更等に至った要因について確認する必要があるとされています。

例えば、当該貸出金が設備資金として融資されたものの、収益の減少による返済能力の低下から約定返済ができないため元本の期日延長が行われている場合や、運転資金等が他の貸出金の元本や利息の返済額に流用され、結果として元本又は利息の延滞が回避されている場合などにおいては、貸出条件及びその履行状況に問題があると考えられ、これらを踏まえ判断を行う必要があるとされています。

▼ここだけは要チェック

この他に、非財務的評価には、経営者の人物評価がなされ、人格、識見、健康などがその対象となってきます。社内外での素行にも注意を払わないとイケないですね。

「金融改革プログラム」の読み方

第15回

税理士
甲賀 伸彦



質問

金融庁は、平成17・18年度の2年間の金融行政の指針となる「金融改革プログラム—金融サービス立国への挑戦—」を公表したそうですが、中小・零細企業にとって関連する内容はありますか？

回答

平成16年6月に閣議決定された「構造改革と経済財政運営に関する基本方針2004」において、平成17・18年度の2年間の金融行政の指針となる「金融重点強化プログラム」（仮称）を同年末をめどに策定することとなっていました。これを受けて金融庁は、「金融改革プログラム—金融サービス立国への挑戦—」を取りまとめ、平成16年12月24日に公表しました。

また、プログラムの施策の実施については、平成16年度内にできる限り速やかに具体的スケジュールとして「工程表」を策定し、公表することになっています。

このプログラム策定に関する基本的考え方として、金融をめぐる局面の転換があります。平成14年10月に発表された「金融再生プログラム」が金融の「安定」化を目指した不良債権問題への緊急対応として実施され、一応の成果を挙げたため、将来の望ましい金融シ

テムを目指す未来志向の「活力」を重視した金融行政への移行が望まれるようになってきました。

将来の望ましい金融システムとは、いつでも、どこでも、誰でも、適正な価格で、良質に多様な商品にアクセスできる金融システムであり、言い換えると、利便性、価格優位性、多様性、国際性、信頼に優れた金融システムということになります。

これからの金融行政は、上記の「安定」から「活力」へといった転換を踏まえつつ、利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムを「官」の主導ではなく、「民」の力によって実現するように目指す必要があります。「金融サービス立国」の実現に向けて、平成17年4月からの2年間の「重点強化期間」に実施すべき改革のロードマップを示すことを、このプログラムの目的としています。

この改革を通じて、我が国の金融市場が魅力あるものとなり、間接金融偏重型の金融体系（いわゆる金融機関からの借入れ）が直接金融（資本注入）や市場型間接金融など変化していけば、資産運用手段が改善され、「貯蓄から投資」といった流れが加速すると思われます。これにより金融機関に対するリスクが集中する構造が改善されれば、リスクに柔軟に対応できる経済構造の構築にも資するものであるとされています。

このプログラムにおいては、以下の五つの視点から今後進めるべき改革の内容を整理しています。

- ① 利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底
 - ・不動産担保・保証に過度に依存しない資金調達方法の充実
 - ・「投資サービス法（仮称）」の制定
 - ・偽造カード犯罪等の金融犯罪防止
 - ・金融教育活動の充実
- ② ITの戦略的活用等による金融機関の競争力強化及び金融市場インフラの整備
 - ・電子資金決済や電子的金融取引等に関する法制の整備に向けた検討
 - ・金融機関のリスク管理の高度化（バーゼルⅡの新しい自己資本比率規制の導入）
- ③ 国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化
 - ・金融のコングロマリット化に対応した金融法制の整備の検討
 - ・金融の国際的なルール作りへの積極的な参加
- ④ 地域経済への貢献
- ⑤ 信頼される金融行政の確立

中小・零細企業にとって関連する内容は、上記④の「地域経済への貢献」への取組みとなります。その一つ目として、「地域の再生・活性化，中小企業金融の円滑化」が挙げられています。

具体的には、地域の再生・活性化，中小企業金融の円滑化や中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、現行の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」について、評価を行った上で、これを継承する新たなアクションプログラムを策定し、地域密着型金融を一層推進するとしています。また、地域・中小企業金融における公的金融の役割を検討するとともに、事業再生への一層の取組みを促す税制の実現に向けて努力し、情報開示等の枠組みを整備する事としています。さらには、地方においても直接金融市場の活性化を図ることも触れられています。

二つ目には、「中小・地域金融機関の経営力強化」を挙げています。中小・地域金融機関のリスク管理能力・事業評価能力・収益管理態勢や経営管理（ガバナンス）の向上に向けた取組みを促進することで経営力強化を目指すものです。

▼ ここだけは要チェック

新プログラムでは、焦点となっていた不良債権の半減などの具体的数値目標の導入は、見送られました。今後、ペイオフ解禁に向けて、地域金融機関に対するリレーションシップバンキングの新アクションプログラム策定では、具体的項目が地域金融の実態に即したものであることが望まれるところです。

融資を引き出すための 金融機関との上手な付き合い方

実践編

金融機関は決算書のココを見る！

第16回

税理士
甲賀 伸彦



質問

これまでの連載を読んできて、金融機関から融資を受けている場合には、毎期の決算書などの提出を求められる理由は理解することができました。それでは、金融機関は決算書等の提出書類の、どこを、どのように見ているのでしょうか？

回答

金融機関の「信用格付処理事務マニュアル」などを見ると、決算日以後、原則3か月以内を目途に決算書を徴求することとされています。例えば、3月決算の会社に対しては、6月末までに受領しなければいけないルールですが、法人の税務申告期限が決算日後2か月以内ですから、実質的に決算を経て約1か月の間に提出することが求められます。私の事務所では、決算書を決算日後45日を目標に作成し、ただちに顧問先が税務署の收受印（電子申告の場合は完了通知を添付）のある決算書・申告書・内訳書などを金融機関に持参するようにしています。金融機関のルールを知って、金融機関が徴求をストレスと感じないようにするのも大切なことではないでしょうか。

最近では、決算書のほかに、税務申告書や科目内訳書の提出も要求されることが多くなっていると思いますが、上記の事務マニュアル

に明記されていることなので、抵抗せずに提出されることをお勧めします（ある金融マンは、「長年の取引のある正常先に対して、これらの書類の提出要請をなかなか切り出せない」と言っていました。）。

私の関与先は、社長様あるいは経営幹部の方が金融機関に書類を持参した際に、決算書や予算組みをした資料を基に、自分の言葉で会社の決算内容についてお話ししています。最初のうちは、自分の会社の良い点しかお話しにならなかったのですが、何年かすると逆に問題点を列挙し、その改善策をお話しになるようになっていきます。金融機関に決算書を持参することが契機となって、自社の数値についてさらに関心を持ち、会計数値が経営意思決定のツールであることを確認し、経営が好転した企業を何社も見えています。

話を元に戻しましょう。金融機関は、徴求した決算書・申告書を基に財務分析を実施し、

債務者の財務内容を把握し、定量評価を行います。また、「決算事項チェック表」などを用いて、貸借対照表・損益計算書の各科目について、要点を確認しコメントを行います。これらは、企業の実態把握のためには欠かせない作業だと思われます。

金融機関による具体的なチェック事項は、次のようなものです。

チェック項目

1 勘定科目全般

・前年対比で勘定科目の大幅な増減要因を把握しています。通常は、「比率」で検討することが一般的ですが、科目によっては「絶対値」で判断することもあります。

2 資産勘定

- ・現金預金（月商との比較、支払手形との関連性、拘束性定期預金の有無）
- ・売上債権（売掛金・受取手形などの増減、月商・回収期間との関連性、仕入債務とのバランス、長期化・回収不能な不良債権の有無）
- ・在庫（回転期間、月商との比較、不良在庫の有無）
- ・貸付金（特に役員等に対して固定化しているもの）
- ・その他の流動資産（仮払金・未収入金などを調査し、換金性に乏しい資産）
- ・有価証券の評価損（市場性ある有価証券の時価調査、関連会社の場合は実態）
- ・建物・機械（過大投資の是非、減価償却不足など）
- ・土地（含み益、含み損）
- ・繰延資産（未償却の確認）

・その他（修正を要する資産の補正）

3 負債勘定

- ・仕入債務（買掛金・支払手形などの増減、売上げ・仕入れ・在庫との関連性・妥当性、営業外支払手形の有無、融通手形の有無）
- ・役員借入金（増減と要因）
- ・割引手形・裏書譲渡手形（その他の保証債務）
- ・その他（修正を必要とする負債の補正）

4 損益勘定

- ・売上高（売上総利益率、増減の理由、製品・商品、販売先）
- ・仕入高（売上げとの相関性、価格、仕入先）
- ・製造原価（材料費、労務費、外注費、経費の増減、減価償却費）
- ・販売費及び一般管理費（人件費、交際費、減価償却費）
- ・営業外損益（多額なものについては詳細確認、支払利息と借入金の関連性）
- ・特別損益（多額なものについては詳細確認、内容確認）
- ・減価償却の未済（当期分の償却限度額・当期償却額・償却不足額を把握）
- ・損益分岐点の把握

これらのポイントを基に、修正財務諸表を作成し、定量的評価を行うことで信用格付けの資料として使用することになります。

▼ ここだけは要チェック

金融機関では修正財務諸表の数値を基に、「与信格付シート」を作成します。安全性・収益性・成長性などの経営分析の数値を基に財務評価が行われ、与信格付けの定量的評価が決定されます。

融資を引き出すための 金融機関との上手な付き合い方

実践編

金融機関は不動産担保・保証をこう見る！

第17回

税理士
甲賀 伸彦



質問

「金融改革プログラム」によると、活力ある金融システムの創造のため、不動産担保・保証に過度に依存しない資金調達方法の充実が、具体的施策として挙げられています。実際に、金融機関との取引の際には、不動産担保・保証などが障害になって、融資が受けられないことがあります。金融機関による不動産担保・保証の考え方や評価・設定について教えてください。

回答

■担保物権評価

金融機関が資産を担保として見るとき、貸金の回収を前提として考えているわけですから、処分価格を前提として考えていることとなります。したがって、金融機関の担保評価額は、実際の物件価値よりも低くなっています。

担保物権の評価が行われた場合、その評価額の100%に見合う額の融資が行われるかという点、実はそうではありません。さらに、担保の種類によって「掛け目」を考慮するため、実際の評価額よりも少なくなっているのが、現状です。

中小企業金融公庫は、「掛け目」について民間金融機関より比較的高めの設定をしているようです。政府系金融機関ということから政策的な配慮により、優遇されているものと

思われます。特に設備資金などの長期資金が必要な場合には、積極的に利用することをお勧めします。

■不動産担保の設定

金融機関からの借入れに際して不動産担保の設定を行う場合、抵当権あるいは根抵当権といった種類と担保設定金額が問題となります。金融機関の主導で担保設定を行うと、どうしても金融機関にとって有利な内容となることは、間違いありません。顧問先を守るためにも、基本的な仕組みを理解することが必要です。また、これらについては、税理士事務所の職員さんや所長先生でも詳しく理解されていますので、簡単に解説します。

① 抵当権

今回の借入れに限って担保する場合は、抵

当権の設定手続を行います。したがって、借入額が完済すると抵当権が消滅することになります。抵当権は、該当する借入れだけしか担保しませんので、借入れのつど手続が必要になります。

また、抵当権を設定する場合には、登記簿に記載しなければいけません。完済後、抹消登記を行わないとそのままの形で残ってしまうので注意が必要です。さらには、登記する際の設定費用にも気をつけましょう。

② 根 抵 当 権

根抵当権は、今回の借入れのみならず、今後の借入れに対しても担保していく場合に、極度額(限度額)を設けて、その範囲内ならば繰り返し利用できるものです。融資のたびに抵当権を設定する必要がないので便利ですが、その金融機関からの借入れがすべてなくなると、根抵当権を外すことはできません。

例えば、根抵当権を設定し、設備資金などを長期借入れで行います。その後も根抵当権の範囲内で運転資金などの短期借入れを行っている場合には、長期借入れが完済したとしても、短期借入金を返済しない限り、根抵当権を外すことはできません。

金融機関としては、企業に何度も担保設定をお願いする必要もなく、また、極度額の範囲内ならば比較的融資を行いやすいので、根抵当権を設定しているケースが多く見受けられます。

財務体質改善のため、土地などの資産を処分し資金の流動化をする際には、根抵当権の設定が足かせになって実施できない場合もありますので、注意する必要があります。

③ 担保設定金額

担保設定金額は、抵当権の場合、実際の借入額と同額になりますが、根抵当権を設定する場合には、実際の借入額より多く設定されることが見受けられます。不動産の価格が上昇している時代は、担保設定額を極度額として考えられたのですが、現在では、担保割れのため、担保設定した金額範囲で自由に借入れができる状況ではなくなっています。

■担保に対する取組み

金融機関の担当者から、「根抵当権を設定して、繰り返し借入れを行える態勢でいると便利ですよ。」と言われたときには、どのように対応すべきでしょうか？

設備資金などの長期資金を借り入れる際の抵当権の設定は、仕方ないと思われます。しかしながら、根抵当権を設定し、今後の短期資金に対応することは、いかがなものでしょうか。金融機関の観点からすると、担保・保証といった保全の命題が課せられているため、それを要求するのは当然のことです。しかしながら、短期資金ぐらいは、無担保で調達できるぐらいの信頼関係を金融機関と日頃から構築できなければ、本来の営業活動も積極的に推し進められないのではないのでしょうか。

このような意味で、中小・零細企業の永続的發展のために、「金融改革プログラム」に掲げられている不動産担保・保証に過度に依存しない資金調達方法が、早く具体的に明示され、実践されることを期待しています。

▼ここだけは要チェック

担保が設定されている状況について、意外と理解されていない企業が多く見受けられます。顧問先に伺う際に、一度、登記簿を確認されることをお勧めします。

「金融改革プログラム」の読み方・その2

第18回

税理士
甲賀 伸彦



質問

平成16年度末に金融庁から「金融改革プログラム」の「工程表」と新たなアクションプログラムが発表されたそうですが、中小・零細企業に関連する内容はありますか？

回答

金融庁は、平成17,18年度の2年間の金融行政の指針となる「金融改革プログラム——金融サービス立国への挑戦——」を平成16年12月24日に発表しました。内容については、本誌3月号でお伝えしたように、これからの金融行政は、「安定」から「活力」へとといった転換を踏まえつつ、利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムを「官」の主導ではなく、「民」の力によって実現するように目指す必要があるとしています。したがって、「金融サービス立国」の実現に向けて、平成17年4月からの2年間の「重点強化期間」に実施すべき改革のロードマップを示すことを、このプログラムの目的としています。

●金融改革プログラム工程表

平成17年3月28日には、「金融改革プログラム」の検討内容や実施時期など、具体的なスケジュールである「工程表」が公表されました。

- I. 活力ある金融システムの創造
- II. 地域経済への貢献

III. 信頼される金融行政の確立

◇工程表全体のフォローアップ

3月号でも触れたように、「金融改革プログラム」における諸施策のうち、中小・零細企業にとって関連する内容は、上記IIの「地域経済への貢献」の取組みが挙げられます。

「活力ある地域社会の実現を目指し、競争的環境の下で地域の再生・活性化、地域における起業支援など中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、関係省庁との連携及び財務局の機能の活用を図りつつ、地域密着型金融の一層の推進を図る」こととしています。このため、現行の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(17年3月末終了)に基づく各金融機関の取組みの具体的実績や成功事例等についての総括的な評価を行い、6月を目途に公表していくことになっています。

●新アクションプログラム

さらに、上記のアクションプログラム終了に伴い、金融庁は、平成17年3月29日に、17,18年度の2年間の「重点強化期間」を対象とす

る中小・地域金融機関についての「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」の取りまとめを行いました。この新アクションプログラムは、地域密着型金融の機能強化の推進に向け、①事業再生・中小企業金融の円滑化、②経営力の強化、及び③地域の利用者の利便性向上、を図るため金融機関及び当局等における取組み等について整理しています。

I. 基本的考え方

1. 地域密着型金融の継続的な推進

2. 地域密着型金融の本質を踏まえた推進

地域密着型金融の本質は、金融機関が、長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化することにあります。

また、その際に、金融機関と地域の中小企業等によるリスクの共同管理やコストの共同負担という方向性を踏まえながら、相互信頼の下、情報開示を一層推進し、借り手と貸し手の双方の健全性の確保を目指すことが必要であるとしています。

しかしながら、この地域密着型金融の本質が、いまだに金融機関や利用者にも、正しく理解・認識されていない現状であることは、地域の中小・零細企業と密接な関わりがある税理士にとって、常に関心させられているところであり、金融機関と中小企業のリスクの共同管理という意味で、税理士事務所が果たす役割は、企業の会計数値の信頼性を客観的に担保する業務の遂行ということになります。

さらには、現状の把握だけではなく、予算組みを含めた、実現可能な未来の会計数値を企業と共に作成していく能力が要請されています。例えば、中期の経営改善計画書の作成への参画等がこれに当たります。本来であれば、融資を実行している金融機関が中心となって、これらの支援を行えばよいのですが、時間的な制約もあり、細かいところまで

はフォローできないのが、実情でしょう。その意味からも、日頃から企業と密接な関わり合いを持ち続けている（であろう？）税理士事務所が、その役割を理解し、金融機関と企業との橋渡し役をできるようにする必要がありますと感じています。

3. 地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」による推進

4. 情報開示等の推進とこれによる規律付け

II. 具体的取組み

1. 事業再生・中小企業金融の円滑化

- (1) 創業・新事業支援機能等の強化
- (2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
- (3) 事業再生に向けた積極的取組み
- (4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進など
- (5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化
- (6) 人材の育成

2. 経営力の強化

3. 地域の利用者の利便性向上

4. 進捗状況の公表

III. 推進体制

1. 地域の特性等を踏まえた個性的な計画の策定

2. 実績の取りまとめ・公表

3. 財務局の機能の活用

4. 「集中改善期間」の総括

▼ ここだけは要チェック

新アクションプログラムの中で、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資の推進について触れていますが、税理士事務所の関与度合いによっては、精度が格段と向上するものと思われます。今まで以上に、企業に対する支援体制を深めていかなければいけませんね。

融資を引き出すための 金融機関との上手な付き合い方

実践編

リース取引を考える

第19回

税理士
甲賀 伸彦



質問

企業の金融手段の一つとして、ほとんどの企業でリースが活用されていますが、財務資金的な見地から、どのように捉えていくべきでしょうか？
リース会社の形態やリース取引について教えてください。

回答

前号までは、金融機関をいわゆる銀行等に限定して話を進めてきましたが、リース会社も、中小・零細企業にとって頼りになる金融機関の一つといえます。企業の財務体質改善のためにもリース会社の利用は、欠かせない存在となってきています。

例えば、建設業などは、経営事項審査において評点アップを目的に、積極的に手持ちの固定資産をリース化しています。すなわち、新規取得資産、あるいはすでに使用している資産をリース取引にすることで資産項目を減額し、総資産（総資本）を圧縮しています。こうすることで、企業の安全性の指標たる自己資本比率が向上し、評点アップとなるわけです。

我々、税理士事務所は、リース取引に関して、昭和50年に国税庁から出された「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについ

て」、及び昭和63年に出された「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」に基づいて、顧問先の会計・税務処理の指導を行っているところです。しかしながら、これは、事後処理的な問題であって、企業の設備資金調達手段としてリース取引の本質を理解することが必要です。一般に、開業直後や何らかの理由で、資金力が乏しい、あるいは信用力が低い企業は、設備資金を借入金等で調達することが非常に難しい現状となっています。そこで、設備を「購入する」ことではなく、「使用する」ことが設備投資の本来の目的であることに着目し、新たな設備調達手段として誕生したのがリース取引です。

リース取引とは、一般の事務機器、工場設備などの動産を対象とする長期間にわたる賃貸借契約と定義されますが、通常「リース」というときには、ファイナンス・リースのこ

とを指しています。ファイナンス・リースは、周知のとおり、設備資金を貸し付けるのではなく、設備そのものを賃貸する取引ですが、もともと設備調達手段の代替的手段として構築されているため、リース会社という金融機関が存在して初めて成立する取引であることを、認識する必要があります。

リース会社は、大きく分けて、①大手家電・事務機器メーカーが母体のメーカー系、②都市銀行、地方銀行など銀行出資の銀行系、③大手商社が母体の商社系、及び④これらいずれにも属さないオリックスなどの独立系に分けることができます。クレジット分野からリース分野に参入してきたメーカー系については、リース会社が物件販売業者を代理店としてリース取扱契約を交わし、販売業者が物件販売時に提携先のリース会社の中から条件の良いリース会社をユーザーに紹介斡旋し、ユーザーは代理店経由でリースの申込みをする形態となっています。どちらかという、取扱いは事務機器が中心で比較的金額が少額のため、審査も通りやすく、料率は若干高めなようです。また、販売業者が複数のリース会社と提携している場合、リース会社それぞれで審査基準も異なるため、Aリース社では審査が通らなかったものの、Bリース社では通ったということもあることから、財務体質が脆弱な企業にとっては有効かもしれません。

オリックスグループなどの独立系は、リース取引を初めとして、銀行と同様に融資業務や不動産関連ファイナンスも行っており、企業の資金調達をさまざまな形でバックアップしています。まさに金融のデパートといった感じですね。中小・零細企業にもそのノウハ

ウが浸透することで、倒産企業が減るのではないかと密かに期待しています。

ところで、2003年度の民間の設備投資に占めるリース設備投資額の割合（リース比率）は8.7%で、その額は6兆5,917億円となっています。また、リース取扱高の機種別構成では、情報関連機器が35.9%と最も多く、そのうち約29%がコンピュータ関連と最大のシェアとなっていますが、税制改正の影響もあってか、ここ数年シェアはダウン傾向にあります。さらに商業用及びサービス用機械設備、産業機械、輸送用機器の順となっており、これらの種別を含めて約75%を占めています。

リースのユーザー別構成のうち件数ベースでは、中小・零細企業が全体の6割を占めています。また、リース利用率は約91%で、10社のうち9社の企業が利用しているのが現状となっています。リース会社は、中小零細企業にとって最も身近な金融機関なのかもしれませんね。

リース取引を利用して設備を調達することで、銀行などの金融機関からの与信枠はそのまま残ることになります。結果として利用可能資金は、実質的に増加することになりますので、単に最終的なコスト高を懸念するあまり、リース取引を避けるべきではないですね。

▼ ここだけは要チェック

関与先から「購入とリースのどちらが良いか」といった質問を受けますが、資金的に余裕があり、自己管理能力のある企業については、もちろん購入とお答えしています。でも、環境の経済に伴い、こうお答えするケースも非常に少なくなりましたね。

金利について考えてみる

第20回

税理士
甲賀 伸彦



質問

金融機関からの借入金について、金利の引下げ交渉をしたいと考えています。そもそも金利の決定方法や仕組みが、よく分かりません。特に金融機関の考え方を教えていただけると助かります。

回答

融資の金利水準は、日本銀行が経済や金融の安定化を図るために調節する公定歩合の影響を受けることになります。しかしながら現在の金利は、金融市場の需要と供給のバランスを反映することから、公定歩合の変動とは、必ずしも一致しなくなっているのが実情です。

一般に、金融機関から融資を受ける際の金利の水準は、プライムレートによって決定されています。プライムレートとは、金融機関が取引先の中でもっとも優遇する企業に対して、資金を貸し出す際の金利のことをいいます。また、期間が1年超か1年以下によって「長期」と「短期」に分けられます。

長期プライムレートの金利は、各行が独自に決めています。みずほコーポレート銀行が発行する「みずほコーポレート銀行債券」の表面利率(0.55%)に0.9%上乗せした金利(1.45%)に設定されることが一般的なようです(2005年6月10日適用分)。

また、短期プライムレートは、公定歩合に連動して設定されていましたが、金融の自由化に伴い不具合が生じたため、1989年に、よ

り市場の実勢を反映した新短期プライムレートが登場しました。

要するに企業への貸出金利は、これらのプライムレートを基準に、企業の取引規模・取引内容・業績などを勘案して、金融機関の儲けを上乗せした利率となります。借入れの際に年利として表現される利率のことを「表面金利」といいます。

通常、企業は、この「表面金利」で融資を受けるわけですが、これに関するカラクリを知っておく必要があります。それは、「実効金利」と呼ばれるものです。

しかしながら「実効金利」については、「実質金利」と「実効金利」を混同している場合が見受けられます。金融機関の方でも間違っているようですが、実は、企業にとっても金融機関にとっても、これを区別することは非常に大切と思われるので、ここで言葉の整理をしてみたいと思います。

「実質金利」とは、どちらかというところ経済学の用語で、名目金利(借入れ時の金利)から物価上昇率を差し引いたものをいいます。例えば、ある「モノ」の値段が10,000円で、

それを金融機関から融資を受けて購入したとします。このときの金利が3%で、物価上昇率も年3%と仮定しましょう。使用による価値の下落がないとすると1年後には、その「モノ」の値段は、10,300円になっているはずですが、また、金融機関に対する借入金も年利息300円が加算されて、10,300円となります。よって、実質的な金利負担は、ゼロというわけです [3% (名目金利) - 3% (物価上昇率) = 0%]。

上記は、インフレ時期の例ですが、現在のようにデフレといわれている場合には、「モノ」の値段が下落しているわけですから、例えば物価が3%下落して、その値段は1年後に9,700円になっているはずですが、借入金は10,300円のままですから、実質金利は6%に上昇していると考えなければいけません [3% (名目金利) - (-3% (実質金利)) = 6%]。

よって、デフレの時代には、棚卸資産などの回転率を上げることで、すなわち商品の手離れを良くすることで、実質金利を減らすことが可能となります。言い換えると、商品を長く持ち続けることが、実質的な金利負担になってくるということです。

次に「実効金利」の定義は、企業側と金融機関側では本来同一でなければいけません、多少異なっているのが現状です。一般的に企業側から見た「実効金利」とは、借入金の約定金利に保証料と融資手数料を勘案したものをいいます。すなわち、今回の借入れに対して、どれだけ費用負担しているかを金利ベースで敷き直したものをいいます。

一方、金融機関側からみた「実効金利」は、貸し付けた資金の実質的な利率をいいますが、固定された預金と借入金の利息を勘案することが重要です。すなわち、企業の場合、金融機関の口座でお金が動いているのが通常であり、特に当座預金の場合は、当座貸越契約を結んでいる場合以外は、マイナス残は許されません。よって、利息が付かない余分なお金

が入金されていることになります。また、本連載第6回(平成16年6月号)で解説した「拘束性預金」、いわゆる「歩積・両建預金」の存在が実効金利を把握する際に重要になってきます。

例えば、ある企業が年利3% (表面金利) で1,000万円の借入れを行ったとします。ちなみに、この企業の当座預金の平均残高は500万円と仮定しましょう。年間支払利息は、30万円なのですが、本来500万円の当座預金があるわけですから、借入額は500万円でもよかったはずですが、これは、500万円の必要借入額に対して1,000万円分の金利負担をしていることを意味しています。

金融機関から見た実効金利の計算は、下記の式のように6%になっています。

$$\begin{aligned} & (\text{貸出金利息} - \text{預金利息}) \div (\text{貸出金} - \text{預金}) \\ & = (30\text{万円} - 0) \div (1,000\text{万円} - 500\text{万円}) = 6\% \end{aligned}$$

上記の例では、当座預金の平均残高を用いましたが、拘束性預金の場合でも、いまの預金金利はほぼゼロに近いので、分子の利息部分の金額はほとんど変化がありません。むしろ分母については、拘束性預金が多ければ多いほど、数値が小さくなっていくため、実質金利は上昇することになります。

このように、金融機関は、取引先企業に対して個別の採算管理を行っており、単なる表面金利だけではなく、固定性預金や流動性預金の平均残高を加味して実効金利を計算していることを理解しなければいけません。

この点を理解することで、金融機関に対して金利の引下げ交渉を行う際に役に立っていただきたいと思います。

▼ ここだけは要チェック

「歩積・両建預金」は、金融庁の指導の下で禁止されていますが、実態は企業からの「自主預金」として続いているようです。これを解消しなければ、実質的な金利の引下げにはなりません。

直接金融について考えてみる

第21回

税理士
甲賀 伸彦



質問

最近、金融機関からの借入れが難しくなっています。直接金融による資金調達という言葉を目にしますが、中小・零細企業にとっても利用可能なのでしょうか？詳しく教えてください。

回答

日本における企業の資金調達は、金融機関からの借入れが一般的で、特に中小・零細企業においては、ほとんど例外なく借入れによる資金調達により賄われていると思われます。しかしながら、近年の金融機関の不良債権処理など体質改善に伴う、貸渋り・貸剥がし、あるいは金利の引上げなどが行われるようになり、金融機関からの借入れが容易ではなくなっているのが現状です。

ここで言葉の整理をしてみたいと思います。企業の資金調達の方法としては、「直接金融」と「間接金融」に区別することができます。「直接金融」とは、資金を必要とする企業が株式や社債権などを発行して投資家から資金を集めることをいいます。すなわち、借り手の企業と貸し手（個人や企業）の間には金融機関が介在せず、直接取引となるため、このように呼ばれています。

また、「間接金融」とは、銀行などの金融機関からの借入れによって資金を調達するこ

とをいいます。この場合、金融機関が預金として個人や企業から集めた資金を、金融機関の自己責任で、借り手の企業に貸し付けることになるため、当然ながら、借入れの金利は、預金者に対する金利よりも高い金利になり、その差額が金融機関の利益ということになります。いずれにしても、金融機関が介在することで、貸し手（預金者）から集めた資金を間接的に借り手の企業に貸し出しているため、このように呼ばれています。

このような環境のもと、日本の金融システムについては、間接金融から直接金融へと移行することが課題となっています。政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」で、「預貯金中心の貯蓄優遇から株式・投資信託などの投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた直接金融への信頼向上のためのインフラ整備など、証券市場の構造改革を一層推進していく」ことを明言しています。これを踏まえて、金融庁は、平成14年8月に「証券市場の改革促進プログラム」を公表し、

①誰もが投資しやすい市場の整備、②投資家の信頼が得られる市場の確立、③効率的で競争力のある市場の構築——という3つの柱に沿って、具体的な施策を提示しています。

ところで、会計人の立場から、「貸借対照表」を通して資金調達方法を見てみましょう。

「貸借対照表」の構造を考えると、貸方（右側）は、資本（金）の調達源泉を表し、具体的には、「資本」、「負債」がこれに当たります。一方、借方（左側）は、その資本（金）運用形態を表し、「資産」がこれに相当します。通常であれば、中小・零細企業の資金調達方法としては、返済不要である「資本」の増加、すなわち資本金の増加の形が一番良いわけですが、株主と役員がほぼ同一である中小・零細企業にとって、気軽に社長が返済不要の資金を提供するような時代ではなくなっています。よって、金融機関からの借入金、すなわち「負債」によって資金調達を行っているのが現状です。しかしながら、「間接金融」たる借入れが厳しくなっており、これ以外の方法である「直接金融」の方法を探るのが今回のテーマです。

資金調達の手法には、「資産」、「負債」、「資本」の部による調達方法があり、それぞれ、「アセット・ファイナンス」、「デット・ファイナンス」、「エクイティー・ファイナンス」と呼ばれています。ここでは、「直接金融」に限定して、その手法を解説します。

●アセット・ファイナンス

アセット・ファイナンスとは、貸借対照表の借方、すなわち「資産」に当たる項目を資金化する方法で、資産の流動化や証券化などが挙げられます。これは、資産自体の持つ信用力やキャッシュフローから生み出される能力が重要になってきます。これに該当する手法は、企業が保有する売掛債権（売掛金・受取手形）について、保証や売却することで資

金調達する「ファクタリング」や、自社の固定資産をリース会社に売却し同時にその資産に対してリース取引を行い資金調達をする「リースバック」、不要資産の売却などが挙げられます。

●デット・ファイナンス

デット・ファイナンスとは、貸借対照表の貸方のうち「負債」に当たる部分の資金調達方法で、返済の義務があり、それに見合う調達コストを払うのが特徴です。比較的手続きが簡単である「少人数私募債」による資金調達が注目されます。

「私募債」とは、非公募債あるいは縁故債とも呼ばれており、証券会社と通じて広く募集する公募債とは異なり、50未満の購入者が直接引き受けることによって発行される社債をいいます。また、官庁などへの届出の必要もなく、手続きも比較的簡素です。さらには「私募債」は、一定の財務水準を持つ企業が発行している場合が多いので、対外的なアピールも期待することができます。

最近では、銀行が引受金融機関と保証金融機関の2役を担うことにより、私募債に物的担保を保証せずに発行できる「銀行保証付き私募債」も登場し、ますます直接金融による調達が容易になってきています。

●エクイティー・ファイナンス

エクイティー・ファイナンスとは、貸借対照表の貸方のうち「資本」に当たる部分の資金調達方法で、第三者割当増資や新株引受権付き社債、また従業員持ち株制度などが考えられます。

▼ここだけは要チェック

中小・零細企業の資金調達方法も時代の要請とともに、大きく変化しています。今後は、会社の将来性等を加味した資金調達方法が現れることが期待されます。

中小企業金融が直面する問題点とは!?

第22回

税理士
甲賀 伸彦



質問

中小・零細企業に対する金融の円滑化を目的に、さまざまな施策が行われていますが、実際のところ、機能しているかどうか疑問です。現状は、どうなっているのでしょうか？ 教えてください。

回答

金融庁は、去る17年8月12日、17年5月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表を行いました。これは、17年3月末に公表された「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17年～18年度）」において示された「中小企業金融モニタリング」の更なる活用を図る一環として、その公表が盛り込まれたことによるものです。「中小企業金融モニタリング」とは、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの一環として、商工会議所などの協力を得て、中小企業から見た金融機関に関する具体的な問題点について把握するために、四半期毎に実施しているものです。今回は171団体、390名からヒアリングを行っています。

今回実施された「中小企業金融モニタリング」では、主に以下のような質問項目で調査が行われました。

○中小企業金融に関する問題の最近3か月間の動向

○中小企業が金融面で直面する問題点の概観

○中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例

中小企業金融に関する最近の3か月間の中小企業に対する貸出態度の動向を見ると、積極的になったが8%、やや積極的になったが23.5%と約3割強の金融機関の取組みが一定のレベルではありますが、評価されるようになってきました。地域別に見ると、北陸、近畿など、積極的、やや積極的といった意見が過半数を超えている地域が見られるようになっています。

一方、変わらないとする意見も57.4%と過半数を超えています。特に、やや消極的になったが5.2%、消極的になったが1.3%と少数ですが、金融機関の後ろ向きな姿勢を指摘する声も上がっています。

金融機関別で見ると、政府系金融機関は、創設の意義に相まって、ほぼ全体の割合に等しい意見となっています。主要行に関しては、積極的とも消極的ともいえず、以前と変わらないスタンスが見受けられます。最も地域密

着型金融と関わりがある地方銀行、及び信用金庫・組合については、比較的積極的な姿勢が見受けられるようになってきました。「リレーションシップ・バンキング」が実践という形で、少しずつですが浸透してきていることが感じられます。

中小企業が金融面で直面する問題として、多数の意見が寄せられています。これを見ることが、中小企業が金融機関に対してどのように接していけばよいのかという、ヒントになりそうです。

融資体制に関連して寄せられた意見ですが、意外と貸渋り・貸剥がしといった事例は聞かれないものの、金融機関の企業選別はさらに強まっており、融資姿勢の二極化傾向が見られるようです。実際に、優良先に対しては訪問が増加し、必要外の資金提供を打診するケースもあるようです。一方、経営指導などが必要な先に対しては、疎遠になってきており、状況把握などが薄らいでいるようです。

担保・保証に関しては、さまざま、無担保・無保証の融資や融資制度が増えてきていることに対する一定の評価はしつつも、審査はより厳しくなってきたとの意見もあります。また、地価下落による担保価値の下落や、保証能力の低下を指摘している部分が問題視されていることから見ても、金融機関のリスクの管理体制強化が伺えるところです。

経営指導・創業再生支援については、比較的厳しい意見が寄せられています。例えば、中小・零細企業の経営者は長期的展望を描ける状況になく、金融機関は経営指導にもっと力を入れてほしいという意見は、施策を行う営業店への本部からの浸透度合いも含めて、最も金融機関の現況を表していると思われる。この状況を踏まえた上で、われわれ会計事務所がその位置付けを確認し、中期経営計画の策定のサポートや、経営助言活動を日常

業務として行うことが、企業存続・発展の足掛かりとなるのではないのでしょうか。

また、中小・零細企業の再生支援に関しても、税理士事務所は、町医者的な立場にあるわけですから、常に財務的な健康状態を監視しつつ、時には外科的手術のような思い切った助言活動を行う必要があると思います。

融資の際の審査期間に関連する事項では、金融機関と保証協会と提携して販売を始めたスコアリングローンが審査期間の短期化で好評とされていますが、通常の融資では、申込み後の返答をなかなかせず、そのままの状態を引き伸ばすような傾向も見られるとあるように、優良先ではないところに対しては、審査の際に従前より慎重になっている面も窺い知ることができます。

金利については、優良貸出先に対する金融機関同士の融資競争は激化しており、金利は低下の傾向にある、といわれています。一方、比較的中小企業への資金供給は進んでいるものの、貸出金利が高いため、中小企業は借入れが難しい状態にあります。さらに、提示された利率についても借り手側がクレームをつけなければ、高い金利のままという状態で、あることから、借り手側の企業は、客観的に自社を分析し、行動していかなければならない、ということがいえるでしょう。

借り手側に関する問題としては、今後返済財源の確保が難しい中で、借入れの抑制姿勢が強くなっていることが挙げられます。また、信憑性のない決算書、具体性のない事業計画、自己資金ゼロなど、事業者側の安易な姿勢も指摘されているのが事実です。

▼ここだけは要チェック

上記の現状を踏まえ、会計事務所も企業の変化するニーズに応じていかなければいけませんね。

中小企業庁の支援策の活用

第23回

税理士
甲賀 伸彦



質問

中小企業庁の施策である「経営革新計画」の承認を受ければ、低利で運転資金や設備投資資金の融資を受けられたり、また税制などの優遇があると聞きました。その制度の概要と優遇策について、具体的に教えてください。

回答

中小企業庁では、創意と熱意のある中小・零細企業の支援の一環として、中小企業新事業活動促進法に基づき、新たなチャレンジに取り組む際に「経営革新計画」を策定し、その承認を受けた者に対して、さまざまな支援策を設けています。

この中小企業新事業活動促進法とは、中小企業の新たな事業活動を推進するため、「創業」、「経営革新」、「新連携」の取組みを支援するとともに、これらの新たな事業活動の推進に資する事業環境基盤の充実を図るために、さまざまな支援を規定している法律です。

その中の「経営革新」とは、中小企業新事業活動促進法において、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることと定義しています。また、「経営革新」の承認を受けるためには、具体的な数値目標を含んだ「経営革新計画」の作成が

要件となっています。

「経営革新計画」とは、経営を向上させる「新たな取組み」を示す具体的な数値目標を持った計画のことです。規定されている「新たな取組み」は、次の四つをいいます。

- ① 商品の開発や生産
- ② 商品の新たな生産や販売の方法の導入
- ③ 新サービスの開発や提供
- ④ サービスの提供方法の導入その他の新たな事業活動

これらは、個々の中小企業にとって新たな取組みであれば、すでに他社において採用されている技術・方式を活用する場合でも原則として承認の対象となります。ただし、相当程度普及しているものは、含まれません。

さらに、「新たな取組み」だけではなく、それをもって経営を相当程度向上させることが必要になっています。具体的には、3年から5年の計画を立て、計画終了時における付

加価値額，あるいは経常利益を一定以上に向上させる目標を立てる必要があります。

付加価値額とは，営業利益に人件費と減価償却費を加えたものをいい，3年計画の場合は9%以上，4年計画の場合は12%以上，5年計画の場合は15%以上の目標設定となります。これについては，従業員数で割った一人当たりの付加価値額でも構いません。また，経常利益の場合は，3年計画の場合は3%以上，4年計画の場合は4%以上，5年計画の場合は5%以上の目標設定となります。

数値目標を含む「経営革新計画」の作成・提出後，各都道府県の審査を経て，承認された場合には，以下の事業資金，税制，販売開拓などの支援措置を活用することができます。

しかしながら，計画の承認が必ずしも支援措置を保証するものではないことから，注意が必要です。

■支援策

① 信用保証の特例

資金調達に必要な信用保証の限度額が拡大します。通常の保証制度のほかに，無担保保証枠も設定されています。特に小規模事業者には，無担保・無保証人保証といった制度もあります。

【窓口】各都道府県の信用保証協会

② 低利融資

固定金利で政府系金融機関から低利融資が得られます。特に中小企業金融公庫からの融資が多く見受けられます。利率も一番低い「特別利率③」が摘要になりますので，設備投資などが伴う場合などは，非常に便利な制度です。また，担保・保証に特例が設けられています。

【窓口】中小企業金融公庫，商工組合中央金庫，国民生活金融公庫，沖縄振興開発金融公庫

③ 経営革新補助金

経営革新を行うための経費の一部が国と都道府県によって補助されます。

④ 投資

ベンチャーファンドの投資対象となることで資金調達が期待できます。

⑤ 設備投資減税

計画実施に必要な設備投資について，特別償却や税額控除などの税制上の優遇措置があります。

⑥ 留保金課税の停止

同族会社の留保金課税が，課税対象外になります。

⑦ 産業財産

計画によって開発された技術に係る特許の審査請求料，特許料が減額されます。

⑧ 販路開拓サポート

東京・大阪の中小企業・ベンチャー総合支援センターの販路開拓専門員が，計画承認企業の新商品などを商社・企業などに紹介，又は取次ぎを行います。

⑨ ビジネスチャンスの広がり

全国の計画承認企業等が開発した新商品や新技術を紹介し，ビジネスマッチングを図る中小企業総合展へ参加する機会を提供します。

▼ここだけは要チェック

中小企業金融公庫では，経営革新計画の承認を得た企業に対して，0.7%（9月9日現在）の特別金利で融資を受けることが可能となっています。企業を見つめ直す意味でも，チャレンジしてみたいかがでしょうか。

融資を引き出すための 金融機関との上手な付き合い方

実践編

会計情報は、経営意思決定のためにある！

最終回

税理士
甲賀 伸彦



質問

これまでの連載で税理士事務所が顧客の要求を満たすために必要な金融機関に対する基礎知識、あるいはそれに関する諸施策を知ることができました。実際に金融機関と上手に付き合うために、甲賀先生ご自身がどのような事務所運営をされているかをご紹介いただけますか？

回答

私は、大学院卒業後、外資系金融機関で7年間勤務し、税理士試験に合格したため、税理士事務所への勤務経験を経ずに開業いたしました。当然ながら、実務を知らない者として先輩税理士の方々からアドバイスを頂戴しながら、少しずつ業務範囲を拡大していきました。現在は、職員10名の事務所として業務を行っています。

開業当時の素朴な疑問として、税理士資格で開業している事務所が、お客様から「会計事務所」と呼ばれたり、あるいは、電話口で「〇〇会計です」と返答したりすることに対して、とても違和感がありました。

決算修正仕訳などを行う申告月は、13か月目といわれます。よって、月次でも多少は税務に関する業務もありますが、税務関係は13か月目を中心となるわけです。割合としては、13分の1ですね。さらに法人の黒字割合が約30%なので、実質的に $1/13 \times 30\% =$

2.3% が、税理士事務所が税務業務を行っている割合です。よって、その他は、会計業務ということになるのでしょうか？ だから、「税理士事務所」というよりも、「会計事務所」なんだと、ちょっと強引かもしれませんが、自分に言い聞かせています。

このような理由もあり、私の事務所では、「税務会計」はもとより「管理会計」業務のウエイトを重視しております。この「管理会計」という言葉は、会計学を専攻した方はお分かりでしょうが、学問的には理解できても、なかなか中小・零細企業の経営者にお伝えすることが難しいのです。そこで、私の事務所では、「管理会計」を分かりやすく定義しました。「会計情報は、経営意思決定のためにある。それを行うのが管理会計」なのです。

管理会計を行うための前提として、会計情報は常にタイムリーなものでなければならず、また、自社で管理ができることが要求されます。よって、「記帳代行」では、管理会計は

行えませんので、自計化が必須となります。その環境が整備された状態で、月次決算体制の確立が要求されます。当然ながら現金主義ではなく、発生主義でなくてはなりません。やっと、経営意思決定のための会計情報が出来上がったことで、過去、現在、未来(予算)の比較が可能となるわけです。

最近の傾向として、お客様から寄せられる質問事項で多いのは、資金の相談です。これは、お客様と我々税理士事務所との関係だけでは、クロージングできない項目であり、絶対的に金融機関等の協力が必要となります。私の事務所では以前から、その必要性を感じ、企業、金融機関等、税理士事務所が三位一体となったビジネスモデルを実践すべく活動を行ってまいりました。

税務署は結果、すなわち過去の部分でしか判断しませんが、金融機関は、企業の過去・現在・未来に対して総合的な判断を下します。特に経営者の資質に対する評価は、想像以上のものがあります。よって、顧問先の企業に関して、税理士事務所側で把握している会計情報だけではなく、金融機関から見た客観的な情報を捉えているかどうかも重要になってきます。

したがって、税理士事務所は、税の専門集団であると同時に、金融の専門集団であるべきだと感じています。金融機関等との橋渡しも、当然、本来業務として行うべきでないでしょうか。

ところで、企業、金融機関等、税理士事務所が三位一体となったビジネスモデルで、金融機関「等」としている理由ですが、商工会議所や商工会は“マル経”融資制度の窓口であり、各種の信用保証機関や地方自治体の経済部なども事業者向けの制度資金に深く関わっているため、これらの機関を含めて「金融機関等」としています。

このビジネスモデルを展開していく上では、まず初めに我々税理士事務所と金融機関等の間で連携を強めておくことが重要です。その信頼関係をあらかじめ構築しておかなければ、不測の事態が発生したときに、お客様の企業に対してフォローアップできなくなるのは目に見えています。

私は、開業後すぐに、「管理会計」と三位一体モデルを事務所のスローガンとして、地域金融機関を中心に、可能な限り営業店を訪問しました。顧問先の数も少ないこともありましたが、1日に3店舗は通っていたのではないのでしょうか。そのうちに、各金融機関から行員向けの研修依頼などが舞い込んできました。指定されるテーマは、「粉飾決算の見分け方」が多かったですね。何回か研修を重ねていると、金融機関の方は、結果たる決算書等によく見ているものの、その作成過程、いわゆる簿記一般の知識が乏しいことがわかりました。金融機関の方から、「税理士事務所に決算内容について問い合わせると、事務所の職員が自信なさそうに回答する」という話をよく聞きます。しかし、顧問先企業に対して経営助言活動を行っていれば、自信をもって対応できると確信したのも事実です。

現在は、地元信用金庫の審査部付けリレーションシップバンキング対応の顧問税理士にも就任し、また、本コラムの執筆などで、金融機関等に強い税理士事務所として、胸を張れるようになったと自負しております。

▼ ここだけは要チェック

金融機関等から信頼を勝ち取るためには、真正な決算書の作成が基本となります。その積み重ねが、関与先拡大の決め手となるのは、明らかですね。

2年間のご愛読、ありがとうございました。

脱不況・脱デフレ時代の企業行動と税務戦略

業容拡大のための 資金調達手段とその対策

税理士

甲賀 伸彦

● ポイント

- ① 中小企業にとっても、景気の上昇に伴い「間接金融」から「直接金融」による資金調達方法への移行が課題となっている。
- ② 「間接金融」なら、無担保・無保証の融資や「チェックリスト」を活用した融資が有利となる。
- ③ 「直接金融」なら、「少人数私募債」が比較的手続きが簡単に発行が可能である。
- ④ 「リース」取引を活用すれば、金融機関からの与信枠の確保及び財務体質改善の改善を行うことができる。

I 資金調達を考えるための視座

我が国の中小・零細企業の資金調達方法は、金融機関からの借入れが一般的であるが、特に中小・零細企業においては、その傾向が強く、ほとんど例外なく金融機関からの借入れによる資金調達で賄われていると思われる。しかしながら、近年の金融機関の不良債権処理など体質改善を行うために、貸渋り・貸剥し、あるいは金利の引上げなどが行われるようになり、金融機関からの借入れが容易ではなくなっているのが現状である。

ここで言葉の整理をしてみたいと思う。企業の資金調達の方法としては、「直接金融」*1と「間接金融」*2に区分することができる。

このような環境のもと、日本の金融システムについては、間接金融から直接金融へと移行することが課題となっている。政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」*3で、「預貯金中心の貯蓄優遇から株式・投資信託などの投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた直接金融への信頼向上のためのインフラ整備など、証券市場の構造改革を一層推進していく」ことを明言している。これを踏まえて、金融庁は、

*1 資金を必要とする企業が株式や社債権などを発行し投資家から資金調達をすること。すなわち、借り手の企業と貸し手（個人や企業）の間には、金融機関が介在せず直接取引となるため、このように呼ばれる。

平成14年8月に「証券市場の改革促進プログラム」*4を公表し、①誰もが投資しやすい市場の整備、②投資家の信頼が得られる市場の確立、③効率的で競争力のある市場の構築——という三つの柱に沿って、具体的な施策を提示している。

ところで、会計人の立場から、「貸借対照表」を通して資金調達方法を見てみよう。「貸借対照表」の構造を考えると、貸方は、資本(金)の調達源泉を表し、具体的には、「資本」、「負債」がこれに当たる。一方、借方は、その資本(金)の運用形態を表し、「資産」がこれに相当する。

通常であれば、中小・零細企業の資金調達方法としては、返済不要である「資本」の増加、すなわち資本金の増加の形が一番良いわけだが、株主と役員がほぼ同一である中小・零細企業にとって、気軽に社長が返済不要の資金を提供するような時代ではなくなっている。よって、金融機関からの借入金、すなわち「負債」よって資金調達を行っているのが現状である。しかしながら、「間接金融」たる借入れが厳しくなっており、これ以外の方法である「直接金融」の方法を探るのも、本稿のテーマの一つとなる。

II 間接金融（銀行借入れなど）

まずは、中小・零細企業の資金調達方法の王道ともいえる「間接金融」のポイントを探ってみる。

1 無担保・無保証融資

運転資金、あるいは設備資金が必要な方で、保証人あるいは担保がないために銀行から融資を断られたケースが多いのではないだろうか。また、金融機関を取り巻く環境の変化に伴い、民間金融機関がプロパー融資を行うと金融機関の自己資本比率*5が低下してしまうため、自己資本比率の低下の影響を受けない信用保証協会付きの融資を進められているのではないだろうか。

ここでは、このような環境下でも対応できる無担保・無保証融資について解説する。

1 政府系金融機関の利用

(1) 国民生活金融公庫

小規模事業者や新規開業予定者で運転資金や設備資金の融資が必要だが、十分な担保や適切な保証人がいない場合、無担保・無保証人で利用

*2 銀行などの金融機関からの借入れによる資金調達。金融機関が預金として個人や企業から集めた資金を、金融機関の自己責任で、借り手の企業に貸し付けるため、当然ながら、借入れの金利は、預金者に対する金利よりも高い金利になり、その差額が金融機関の利益。金融機関が介在し、貸し手（預金者）から集めた資金を間接的に借り手の企業に貸し出しているため、このように呼ばれている。

*3 平成13年6月以後、経済財政諮問会議が答申した、いわゆる“骨太の方針”の第2弾。

*4 我が国の今後の金融システムは、有効な価格メカニズムの下でリスクが適切に管理・配分される市場機能を中核としたものが必要として、発行体である企業、市場仲介者、市場開設者、投資家に関する制度改革について、包括的な取組みを迅速に実施するとの考え方を金融庁が表明したプログラム。

*5 自己資本（返済不要の資本）÷総資本（自己資本+他人資本）。自己資本比率が高いほど会社の経営は安定し、倒産しにくい。

図表－1 国民生活金融公庫による融資

事項	融資基準	融資額	返済期間
範囲	一定の要件を満たす従業員が20人以内 (商業・サービス業の場合は5人以内)の事業者	・550万円以内 別枠として450万円 ・最大1,000万円	・運転資金の場合は5年以内 ・設備資金の場合は7年以内 ・ともにこの範囲内で最大6か月までの据置期間あり

(注) 新規開業予定者や開業後税務申告を2期終えていない場合は、新創業融資制度(新規開業ローンの保証人特例措置)により無担保・無保証人で融資を受けることが可能。融資金額は、750万円以内となっており、返済期間は上表と同様である。

図表－2 中小企業金融公庫による融資

事項	担保	融資額	返済期間	備考
範囲	免除	最大8,000万円	最長5年間	信用リスクに応じ、所定の利率が上乘せされる

できる融資制度が、経営改善貸付け(マル経融資)である。商工会議所・商工会等が国民生活金融公庫に事業者を推薦するという形で、いわば商工会議所・商工会等が保証人のような役割を果たすことで、会員への融資をバックアップする制度となっている(図表－1参照)。

(2) 中小企業金融公庫

平成18年4月から、大部分の特別貸付けで、無担保特例を利用できるようになっている。よって、担保の有無にかかわらず、必要な資金を借り入れることが可能である。無担保特例は財務状況等から見て信用リスクが比較的小さいと認められる企業に、貸し付ける制度である(図表－2参照)。

2 「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」を活用した無担保融資商品等

「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)*6)において、企業経営者の資質の判断ポイントとして「財務諸表などの計算書類の質の向上に向けた取組み」が明文化された。これを具体化した融資制度が、「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」を活用した融資である。

現在、多くの金融機関において、このチェックリストを活用した融資商品が取り扱われており、また、信用保証協会においても、保証料率の

*6 金融庁が、平成14年4月12日に発表した中小企業の債務者区分等を判断するための具体的な事例集
(http://www.fsa.go.jp/manual/manualj/manual_yokin/bessatu/y1-01.pdf)

図表－3 中小企業新事業活動促進法の適用メリット

信用保証の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金調達に必要な信用保証の限度額が拡大。 ・ 通常の保証制度の他に、無担保保証枠も設定。 ・ 特に小規模事業者には、無担保・無保証人保証もある。
低利融資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利で政府系金融機関から低利融資が得られる。 ・ 特に中小企業金融公庫からの融資が多く見受けられ、利率も一番低い「特別 利率③」が適用。そのため、設備投資などが伴う場合などは、非常に便利な制度。 ・ 担保・保証に特例あり。
税 制	同族会社の留保金課税が課税対象外となる。

割引きの際の必要書類として利用されている。

平成18年4月1日より各信用保証協会では、中小企業者の財務内容に応じた基準利率（0.5から2.2%の範囲の9段階、基準は1.35%）に、個々の中小企業者の定性要因（財務以外の要素）を加味して、最終的に各保証協会が適用料率を決定しているが、さらに「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を公認会計士又は税理士により確認できる場合には、中小企業に対する割引（0.1%）を実施している。

3 中小企業新事業活動促進法による融資

中小企業庁では、創意と熱意のある中小・零細企業の支援の一環として、中小企業新事業活動促進法*7に基づき、新たなチャレンジに取り組む際に「経営革新計画」を策定し、その承認を受けた者に対して、さまざまな支援策を設けている。

「経営革新計画」とは、経営を向上させる「新たな取組み」を示す具体的な数値目標を持った計画のことをいい、これらは、個々の中小企業にとって新たな取組みであれば、すでに他社において採用されている技術・方式を活用する場合でも原則として承認の対象となる。ただし、相当程度普及しているものは、含まれない。

数値目標を含む「経営革新計画」の作成・提出後、各都道府県の審査を経て、承認された場合には、図表－3のとおり事業資金、税制、販売開拓などの支援措置を活用することができる。

しかしながら、計画の承認が必ずしも支援措置を保証するものではないことから、注意が必要である。

*7 平成17年4月13日公布・施行。中小企業に分かりやすい施策体系を実現するために、中小企業経営革新支援法、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法、新事業創出促進法の3法を整理統合し、異分野の中小企業がお互いの「強み」を持ち寄り連携して行う新事業活動（「新連携」）の支援を加え、昨今の経済社会環境の変化を踏まえた施策体系の骨太化を図ったもの。

Ⅲ 直接金融

資金調達の手法には、「資産」、「負債」、「資本（純資産）」の部による

図表－4 直接金融による調達手法の分類

	分類名称	資金調達方法
資産の部	アセット・ファイナンス	資産の流動化・証券化など
負債の部	デット・ファイナンス	社債発行「少人数私募債」など
資本の部	エクイティ・ファイナンス	第三者割当増資など

調達方法があり、それぞれ、「アセット・ファイナンス」、「デット・ファイナンス」、「エクイティ・ファイナンス」と呼ばれている（図表－4）。

本稿では、「直接金融」に限定して、その手法を解説する。

1 アセット・ファイナンス

アセット・ファイナンスとは、貸借対照表の借方、すなわち「資産」に当たる項目を資金化する方法で、資産の流動化や証券化などが挙げられる。これは、資産自体の持つ信用力やキャッシュフローから生み出される能力が重要になってくる。

これに該当する手法は、企業が保有する売掛債権（売掛金・受取手形）について、保証や売却することで資金調達する「ファクタリング」や、自社の固定資産をリース会社に売却し同時にその資産に対してリース取引を行い資金調達する「リースバック」、さらには不要資産の売却などが挙げられる。

2 デット・ファイナンス

デット・ファイナンスとは、貸借対照表の貸方のうち「負債」に当たる部分の資金調達方法で、返済の義務があり、それに見合う調達コストを払うのが特徴である。比較的手続きが簡単である「少人数私募債」による資金調達が注目される。

「私募債」とは、非公募債あるいは縁故債とも呼ばれており、証券会社を通じて広く募集する公募債とは異なり、50人未満の購入者が直接引き受けることによって発行される社債をいう。また、官庁などへの届出の必要もなく、手続きも比較的簡素である。さらには「私募債」は、一定の財務水準を持つ企業が発行している場合が多いので、対外的なアピールも期待することができる。

最近では、銀行が引受金融機関と保証金融機関の二役を担うことにより、私募債に物的担保を保証せずに発行できる「銀行保証付き私募債」*8も登場し、ますます直接金融による資金調達が容易になってきている。

3 エクイティ・ファイナンス

*8 企業が発行する社債の元利金支払いについて、銀行が保証することで無担保による社債発行を可能としたもの。一定の基準が設

エクイティ・ファイナンスとは、貸借対照表の貸方のうち「資本」に当たる部分の資金調達方法で、第三者割当増資や新株引受権付き社債、また従業員持ち株制度などが考えられる。

けられており、それをクリアした企業が発行できる。

IV リース

1 中小企業におけるリースの位置付け

リース会社も、中小・零細企業にとって頼りになる金融機関の一つである。

企業の財務体質改善のためにもリース会社の利用は、欠かせない存在となってきた。例えば、建設業などは、経営事項審査において評点アップを目的に、積極的に手持ちの固定資産をリース化している。すなわち、新規取得資産、あるいはすでに使用している資産をリース取引することで資産項目を減額し、総資産（本）を圧縮している。こうすることで、企業の安全性の指標たる自己資本比率が向上し、評点アップとなるわけである。

我々、税理士事務所は、リース取引に関して、法人税基本通達12の5-2-1から12の5-2-17に定めるリース取引通達に基づいて、顧問先の会計・税務処理の指導を行っているところである。しかしながら、これは、事後処理的な問題であって、企業の設備資金調達手段としてリース取引の本質を理解することが必要となる。

一般に、創業直後などといった理由で、資金力が乏しい、あるいは信用力が低い企業は、設備資金を借入金等で調達することが非常に難しいのが現状となっている。そこで、設備を「購入する」ことではなく、「使用する」ことが設備投資の本来の目的であることに着目し、新たな設備調達手段として誕生したのがリース取引だ。

2 ファイナンス・リースの概要

リース取引とは、一般の事務機器、工場設備などの動産を対象とする長期間にわたる賃貸借契約と定義されるが、通常「リース」というときには、ファイナンス・リースのことを指している。

ファイナンス・リースは、周知のとおり、設備資金を貸し付けるのではなく、設備そのものを賃貸する取引であるが、もともと設備調達手段の代替的手段として構築されているため、リース会社という金融機関が存在して、初めて成立する取引である。

リース会社は、①大手家電・事務機器メーカーが母体のメーカー系、②都市銀行、地方銀行など銀行出資の銀行系、③大手商社が母体の商社系、及び④上記のいずれにも属さないオリックスなどの独立系——に大きく分けることができる。

クレジット分野からリース分野に参入してきたメーカー系については、リース会社が物件販売業者を代理店としてリース取扱契約を交わし、販売業者が物件販売時に提携先のリース会社の中から条件の良いリース会社をユーザーに紹介斡旋し、ユーザーは代理店経由でリース申込みをする形態となっている。どちらかという、取扱いは事務機器が中心で比較的金額が少額のため、審査基準が甘めだが、料率は若干高めな感じがする。また、販売業者が複数のリース会社と提携しているため、Aリース社では審査にパスしなかったが、Bリース社ではパスしたということもあり、財務体質が脆弱な企業にとっては、有効かもしれない。

オリックス・グループなどの独立系は、リース取引をはじめ、銀行と同様に融資業務や不動産関連ファイナンスも行っており、企業の資金調達をさまざまな形でバックアップしている。まさに“金融のデパート”といった感じである。今後は、中小・零細企業にもそのノウハウが浸透することで、倒産企業が減るのではないかと期待したいところだ。

ところで、平成15年度のリース比率*9は、8.7%となっており、その額は6兆5,917億円となっている。また、リース取扱高の機種別構成では、情報関連機器が35.9%と最も多く、そのうち約29%がコンピュータ関連と最大のシェアとなっているが、税法改正の影響もあってか、ここ数年シェアはダウン傾向にある。さらに商業用及びサービス業用機械設備、産業機械、輸送用機器の順となっており、これらの種別を含めて約75%を占めている。

リースのユーザー別構成のうち件数ベースでは、中小・零細企業が全体の6割を占めている。また、リース利用率は約91%で、10社のうち9社の企業が利用しているのが現状となっている。リース会社は、中小零細企業にとって最も身近な金融機関なのかもしれない。

3 リース・購入の判断ポイント

リース取引で設備を調達することで、銀行などの金融機関からの与信枠はそのまま残ることになる。結果として利用可能資金は、実質的に増加することになるので、単に最終的なコスト高を懸念してリース取引を避けるべきではないと考える。

顧問先から「購入が良いか、あるいはリースが良いか」といった質問

*9 民間のリース設備投資額÷民間の設備投資

図表-5 リースのメリット・デメリット

メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> ○毎月同額支払いなので、資金計画がたてやすい。 ○メンテナンスリースの場合は、物件の保守修繕はリース会社が行う。 ○原則としてリース料は損金算入を認められる。 ○一時的に多額の資金を必要としないで、設備を利用できる。 ○金融機関の与信枠を考慮する必要がない。 ○リース期間満了に際し、廃棄料などの費用負担がない。 ○再リースする場合は、リース料が抑えられる。
デ メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として解約できない。 ○解約の場合、違約金が発生する。 ○所有権はリース会社にある。 ○金利相当分を負担する必要がある。 ○引き続き物件を使用する際はリース期間後も再リース料が必要になる。 ○原則、買取りができない。

がなされるケースがあるが、資金的に余裕があり、自己管理能力のある企業については、もちろん「購入」とお答えしている。しかしながら、経済環境の変化に伴い、非常に少なくなった。リースのメリット・デメリットをまとめると図表-5のようになる。

おわりに

最後になるが、中小・零細企業の資金調達方法も時代の要請とともに、大きく変化している。今後は、会社の将来性等を加味した資金調達方法が現れることが期待される。

〔こうが・のびひこ〕

中小企業を取り巻く金融環境の最新事情と融資のスタンス

税理士

甲賀 伸彦

●ポイント

- ① 金融機関における環境の変化については、金融庁などが示す新しい金融行政の枠組みの存在を理解する必要がある。
- ② 中小企業からみた金融機関の実情は、3か月ごとに実施される「中小企業金融モニタリング」で公表されており、2年前に実施された調査に比して、金融機関の取組みが浸透してきていると感じられる。
- ③ 信用保証協会と金融機関の責任共有制度が開始され、政策的な部分を除いては、20%部分については、金融機関が自己責任を負うことになった。
- ④ 地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の機能強化に向けた取組みも着実に進捗しているが、目利き能力の向上など一部の消極的評価もある。

I 金融機関を取り巻く環境変化

まず、平成10年以降の金融機関における環境の変化について、次頁図表-1にまとめた。この流れを踏まえて、II以下に中小企業を取り巻く最新の状況を検討する。

II 中小企業からみた金融機関の実情

金融庁は、平成19年9月3日に、同年5月に実施した「中小企業金融モニタリング」*1の取りまとめ結果の公表を行った。

これは、平成17年3月末に公表された「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（第2次アクションプログラム）（平成17年度～18年度）」において示された、「中小企業金融モニタリング」のさらなる活用を図る一環として、その公表が盛り込まれたことによる

*1 中小企業金融の円滑化に向けた取組みの一環として、商工会議所等、日本公認会計士協会地域会及び税理士会の協力を得て、中小企業からみた金融機関に関する具体的な問題点について把握するために、四半期ごとに実施しているもの。平成19年5月実施の調査では250団体、411名からヒアリングを行っている。

図表－1 金融機関を取り巻く環境変化

平成10年	早期是正措置の導入	金融機関の自己資本比率が、海外業務を行う場合は8%以上、国内業務だけを行う場合は4%以上とし、その基準を下回れば個別措置や業務の停止命令が下される。
平成11年4月	「金融検査マニュアル」公表	金融検査の基本的考え方、検査に関しての具体的着眼点を整理したマニュアルを整備し公表することにより、国際的信頼や預金者等の理解を得ることで、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、金融機関への信頼が確立できることを目標とするもの。
平成12年5月	「金融検査マニュアル」1次改訂	
平成13年4月	「金融検査マニュアル」2次改訂	
平成13年7月	「金融検査マニュアル」3次改訂	
平成14年6月	「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」公表	中小企業の実態を反映して的確な検査を確保するために公表。検証ポイントに関する16の運用事例が紹介される。
平成14年10月30日	「金融再生プログラム」公表	主要行の不良債権問題解決を通じて企業再生「安定」がキーワード。
平成14年11月29日	「金融再生プログラム」－「作業工程表」公表	
平成15年3月27日	「リレーションシップバンキングの強化に向けて」公表	
平成15年3月28日	「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム（平成15年度～16年度）」公表	
平成16年2月26日	「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」改訂版公表	「財務諸表など計算書類の質の向上への取組み状況」などが明文化。検証のポイント改訂に併せて、事例を追加・改正し、事例を16から27に拡充した。
平成16年12月24日	「金融改革プログラム」公表	主要行が、不良債権を平成17年3月期までに半減させる目標を16年9月期で事実上達成。新たな金融行政への転換。「活力」がキーワード。
平成17年3月28日	「金融改革プログラム」－「作業工程表」公表	
平成17年3月29日	「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17年度～18年度）」公表	
平成19年7月12日	「地域密着型金融（リレーションシップバンキング）（平成15年度～18年度 第2次アクションプログラム終了時まで）の進捗状況について」公表	

ものである。

今回実施した「中小企業金融モニタリング」では、主に以下の①～③のような項目で調査を行った。

① 中小企業金融に関する最近3か月間の貸出動向

中小企業金融に関する最近の3か月間の中小企業に対する貸出態度の動向をみると、「積極的である」31.8%、「やや積極的である」38.0%と、約7割の金融機関の取組みが評価されている。平成17年5月に実施された「中小企業金融モニタリング」が上記の2項目を合わせても約3

割強だったので、この2年間で取組みが浸透してきているものと感じられる。

また、地域別にみると、ばらつきはみられるものの、「やや消極的である」4.5%、「消極的である」1.6%と、消極的な姿勢な意見はおおむね1割を下回っている。また「どちらとも言えない」とする意見は24.1%となっている。

金融機関別でみると、政府系金融機関は、創設の意義に相俟って、ほぼ全体の割合に等しい意見となっている。主要行に関しては、中小企業をターゲットとした融資展開が繰り広げられているため、以前と比べると積極的であるという意見が見受けられる。最も地域密着型金融と関わりがある地方銀行及び信用金庫・組合については、比較的積極的な姿勢が見受けられる。「地域密着型金融(リレーションシップ・バンキング)」が、実践という形で、少しずつだが着実に浸透してきていることが感じられる。

2 中小企業からみた地域における中小企業金融の実情等

中小企業からみた地域における中小企業金融の実情等として多数の意見が寄せられているが、これを見ることで、中小企業が金融機関に対してどのように接していけばよいのかというヒントになりそうである。

融資姿勢に関連して寄せられた意見だが、地方公共団体における制度融資等を活用したり、新規融資の担当者を配置するなどして、新規融資に積極的に取り組んでいるという意見が多く寄せられている。実際に都銀などの主要行が5,000万円単位で中小企業に融資するモデルも多数見受けられた。また、税理士会と提携したビジネス・ローン等の金融商品を拡充したり、他の金融機関の借入を一本化する提案など、借換えにも積極的に応じる姿勢がみられてきた。

さらには、業況が悪化した企業経営者とのコミュニケーションを図り、企業の実態把握に努め、定性的要因を考慮した融資が行われようになっている。金融機関が長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状態等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化するとする、地域密着型金融の本質を踏まえた融資姿勢として評価できる。

しかしながら、信用保証協会の保証付融資を利用しないと相談に応じない、あるいは他の金融機関が融資していない企業に対しては実行しないという意見など、金融機関の安全性の確保のためやモニタリングコストの増大を懸念するような、保守的な一面も感じられるところである。

担保・保証に関してはさまざまで、スコアリング・モデル*2を用いた金融商品を推進するなど、無担保・無保証の融資や融資制度が定着してきたことに対する一定の評価はしつつも、審査はより厳しくなってきたとの意見もある。例えば、個人の土地のみならず関連会社の土地まで追加担保として要求される等、最終的には担保・保証に依存した形の融資姿勢がみられるなど、金融機関のリスクの管理体制強化がうかがえるところである。

金融機関による経営指導については、経営相談の専任部署を設置するほか、業務相談時間を拡大して利便性を図り、企業の資金繰り表の作成指導なども行うなどして、今までより一歩踏み込んできた感じがみられるようになってきている。しかしながら、財務上の課題は分析できても、その改善策は提案できないなど、積極的な経営指導は行われていないという意見や、中小企業診断士などの資格を保有して具体的な指導ができる職員が少なく、また担当者の能力が不足しているなど、今後の経営指導力の底上げを期待する声も多く出ている。

創業・再生支援については、意見が分かれている。例えば、「創業支援については、リスクを取らない消極的な姿勢であるほか、再生支援については、企業の業績が悪化した際に担保保全や債権回収を優先する傾向は変わらないなど、積極的な創業・再生支援は行われていない」という意見は、最も金融機関の保守的な部分の現況を表していると思われる。また一方では「創業者向けのセミナーを開催するほか、業況不芳な企業については、中小企業再生支援協議会を活用するなど、創業・再生支援に積極的に取り組んでいる」といった意見も出ている。

筆者も中小企業再生支援協議会の依頼を受けて、資産査定など財務デューデリジェンスを行う役割をしているが、再生支援協議会の指導のもと、財務状況や再建計画を見極めたあと、金融機関の協調のもとに貸出しの条件緩和などが実施されている。

融資の際の審査期間に関連する事項では、スコアリング・モデルを活用した融資によって審査期間は短くなっているほか、信用保証協会の保証付融資に当たっては、事前に保証協会と連絡を取り、審査の迅速化を図っているなど、融資の際の審査期間については特に問題となっていないという意見がみられる。これは、金融機関の自己査定の態勢が整備されたことによって、全般的に審査期間は短縮された結果であると考えられる。

金利については、上昇傾向にあるものの、企業経営を圧迫するほどの上がり方ではなく、不満が出るような水準ではないようだ。また、信用

*2 企業実績を定量分析し、算出された信用リスクに基づき融資可否を判定する方法

リスクに応じた金利水準の適用が定着し始め、金利水準は適切に設定されていると思われる。しかしながら、プロパー融資に対しては、金利が高いという不満があるほか、中小零細企業の経営には厳しい金利水準と感じられている。借り手の企業は、客観的に自社を分析し、安全性などの向上に努め、行動していかなければならないということがいえるだろう。

借り手側に関する問題としては、今後返済財源の確保が難しい中で、借入れの抑制姿勢が強くなっていることが挙げられる。また、信憑性のない決算書、具体性のない事業計画、自己資金ゼロなど、事業者側の安易な姿勢も指摘されているのも事実である。

意外と貸渋り・貸剥しといった事例は聞かれないものの、金融機関の企業選別はさらに強まっており、融資姿勢の二極化傾向がみられるようである。また、実際に優良先に対しては訪問が増加し、必要外の資金提供を打診するケースもあるようです。一方、経営指導などが必要な先に対しては、疎遠になってきており、状況把握などが薄らいでいるようだ。

この状況を踏まえた上で、我々会計事務所がその位置付けを確認し、中期経営計画の策定のサポートや経営助言活動を日常業務として行うことが、企業存続・発展の足がかりとなるのではないだろうか？

また、中小・零細企業の再生支援に関しても、会計事務所は町医者的な立場にいるのだから、常に財務的な健康状態を監視しつつ、ときには外科的手術のような思い切った助言活動を行う必要があると思われる。

これらの現状を踏まえ、会計事務所も企業の変化するニーズに応じていかなければならないだろう。

3 中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例

「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）改訂版」の中小企業への浸透状況については、「金融機関や商工団体等の関係機関から間接的に情報を受けていると思われることから、中小企業者へある程度浸透している」と述べられているが、金融機関の審査・融資部などは別として、支店などの融資担当者レベルでは、その具体的内容を十分に理解していないように見受けられる。よって、中小企業者への浸透も十分ではないと感じられる。

Ⅲ 信用保証協会と金融機関の責任共有制度

平成19年10月1日申込受付分より、全国の信用保証協会と各金融機関

図表－2 責任共有制度の対象外となる保証

①	経営安定関連保険（セーフティネット）1号～6号に係る保証
②	災害関係保険に係る保証
③	創業関連保険（再挑戦支援保証含む。）、創業等関連保険に係る保証
④	特別小口保険に係る保証
⑤	事業再生保険に係る保証
⑥	小口零細企業保証制度（全国統一保証制度及び国の制度に準拠して創設される自治体制度）
⑦	求償権消滅保証
⑧	破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）

との間で「責任共有制度」*3が導入されることになった。この制度は、信用保証協会の保証付き融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的としている。

「責任共有制度」には、「部分保証方式」と「負担金方式」の二つの方式があり、金融機関の取扱いにより異なってくる。

「部分保証方式」は、借入金額の80%を保証協会が保証することになる。残りの20%部分については、金融機関が自己責任において融資することになるわけである。

「負担金方式」は、借入金額の100%を保証協会が保証し、100%の代位弁済を行うが、金融機関の保証利用実績などに応じて事後的に負担金を支払うことになり、結果として部分保証と同等の負担となる。

実際の運用としては、都銀などの主要行を除いては、ほとんどが「負担金方式」となるようだ。

ただし円滑な制度導入の観点から、当分の間、図表－2に掲げる保証については、100%保証を継続し、責任共有制度の対象外とすることになった。

責任共有制度の開始に合わせて、小規模企業者*4を対象とした「小口零細企業保証制度」が創設された。融資限度額は1,250万円だが、既存の保証協会の保証付融資残高との合計で1,250万円の範囲内となる新規の保証となっている。

Ⅳ 地域密着型金融の進捗状況の概要

平成19年7月12日に、「地域密着型金融（リレーションシップバンキング）（平成15年度～18年度 第2次アクションプログラム終了時まで）の進捗状況について」*5が公表された。

*3 制度導入前の信用保証協会の保証付融資は、原則として金融機関からの借入金額に対して100%の保証を行っていたが、導入後は、政策上の保証制度を除いては、原則80%の部分保証となる。

*4 従業員数20人以下。ただし商業（卸売業及び小売業）又はサービス業は5名以下

*5 平成15年3月に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム（第1次アクションプログラム）」、及び17年3月末に公表された「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（第2次アクションプログラム）」において示された「中小企業金融モニタリング」のさらなる活用を図る一環として、その公表が盛り込まれたことによるもの。

図表－3 地域金融機関の取組み実績

①	創業・新事業のための融資は、政府系金融機関等との協調融資は伸び悩んだものの、自前の創業等支援融資商品による融資が順調に増加するなど着実に進捗。
②	経営改善支援により支援を行った債務者の改善実績は、各金融機関の取組みがすでに一巡し、困難事案が多い中、第一次アクションプログラムとの実績と比べて微減。ビジネスマッチングの取組みは大幅に増加。
③	事業再生については、対象が小口、困難事案に拡大する中、中小再生支援協議会の活用件数は堅調に推移。再生手法の中では、DES（債務の株式化）やDIPファイナンスが引き続き活用されている。
④	担保・保証に過度に依存しない融資については、財務制限条項を活用した融資やシンジケートローンの組成金額が増加。また、動産・債権譲渡担保融資が幅広く普及しつつある中で、特に動産担保融資については、実績が小額ながらも急増。

地域金融機関が客観的に判断した内容としては、全体として、自らの地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは着実に進捗しているとの積極的な意見が多く出ているが、事業再生のスピードアップや目利き能力の向上、法令順守態勢の強化、利用者への情報提供を課題としている(図表－3)。

また、企業などの利用者側からの意見としては、地域金融機関の機能強化に向けた取組み全体に対する積極的な評価は半数以上を超えて増加する一方、消極的な意見は減少傾向があることから、確実に浸透していることがうかがえるところである。

V 取組みに対する評価

1 積極的評価

- ① 経営相談等、特にビジネスマッチングへの取組みが積極的に行われている。
- ② 財務諸表等の書面よりも、経営者自身や現場の動向等を重点的に評価し始めている。
- ③ 貸渋り・貸剥しの問題はあまり聞かなくなった。
- ④ 数年前と比較すると、相当、地域経済の活性化や地域貢献に努力している。

2 消極的評価

- ① 取組み姿勢はうかがえるが、実感として変化がみられない。
- ② 金融機関により取組み姿勢にバラつきがあり、また同一金融機関であっても支店間・職員間の取組み姿勢にも格差がある。
- ③ 依然として担保・保証に依存しており、目利き能力が不足している。

〔こうが・のぶひこ〕

代表者による個人保証と税務トラブル

個人保証に依存しない融資
への取組みとその類型

税理士

甲賀 伸彦

●ポイント

- ① 金融庁の指導の下、各金融機関では「担保・保証に依存しない融資」を促進するための手法・商品の拡充を行っている。
- ② 無担保・無保証制度の拡充、動産担保融資・財務制限条項付融資など新しいスキームによる融資制度が広がりつつある。
- ③ 地域密着型金融の浸透に伴って、「担保・保証に依存しない融資」が着実に促進されているが、審査はより厳格になっている一面も見られる。

はじめに

我が国の金融取引では、融資と同時に企業経営者の人的保証を確保するという慣行があり、このことが起業や事業承継を妨げる一因であるとの見方が強い。数年前からこうした指摘に因應べく、政府や地方自治体、各金融機関ではさまざまな対策が採られている。しかしながら、我が国の金融が個人保証依存から脱却したとは到底いえない状況であり、今後も政府・民間一体となった取組みが求められる。

そこで本項目では、個人保証に依存しない融資への取組みとその類型を紹介していく。

I 「不動産担保・個人保証に過度に依存しない
融資」に対する金融庁の取組み

1 金融改革プログラム

金融庁は、平成17、18年度の2年間の金融行政の指針である「金融改革プログラム」を策定し、①活力ある金融システムの創造、②地域経済への貢献、③信頼される金融行政の確立——を具体的施策として取り

組んできた。

この金融改革プログラムにおける諸施策のうち、中小・零細企業にとって関連する内容は、上記②の「地域経済への貢献」の取組みが挙げられる。これは「活力ある地域社会の実現を目指し、競争的環境の下で地域の再生・活性化、地域における起業支援など中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、関係省庁との連携及び財務局の機能の活用を図りつつ、地域密着型金融の一層の推進を図る」こととしている。

2 地域密着型金融

さらに、金融庁は、平成17年3月29日に、17、18年度の2年間の「重点強化期間」を対象とする中小・地域金融機関についての「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」の取りまとめを行った。この新アクションプログラムは、地域密着型金融の機能強化の推進に向け、①事業再生・中小企業金融の円滑化、②経営力の強化、及び③地域の利用者の利便性向上——を図るため金融機関及び当局等における取組み等について整理している。

その具体的取組みとして、①事業再生・中小企業金融の円滑化の一環で「担保・保証に過度に依存しない融資の推進」を掲げている。

◆アクションプログラムの要請事項

各金融機関に対し、事業からのキャッシュフローを重視し、不動産担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図るため、企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組みを強化するとともに、以下の事例を参考に、こうした取組みを推進するよう要請する。

また、各金融機関に対し、「民法の一部を改正する法律」（平成16年法律第147号）の施行を踏まえ、既存の包括根保証契約について、制度改正の趣旨を踏まえた適切な見直しを行うとともに、第三者保証の利用に当たっては、過度なものとならないよう要請する。

〻具体的取組み事例

○不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法の拡充

- ・ローンレビュー（貸出後の業況把握）の徹底
- ・財務制限条項の活用
- ・事業価値に着目した知的財産権担保融資、動産・債権譲渡担保融資等の活用

- ・スコアリングモデルの活用
- ・審査業務の高度化，適正貸出金利の設定，ポートフォリオの適正化等に資するための信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用

このように金融庁では，中小企業を含む健全な取引に対する資金供給に努めるとともに，不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資を推進するよう，金融機関に対し繰り返し要請している。これを受けて各金融機関がさまざまな手法・商品を確認し，特に中小・零細企業に対して，積極的な融資体制を構築してくれることを期待している。

II 金融機関の具体的な取組み事例

1 無担保・無保証融資

運転資金，あるいは設備資金が必要な企業で，保証人あるいは担保がないために銀行から融資を断られたケースが多いのではないだろうか。また，金融機関を取り巻く環境の変化に伴い，民間金融機関がプロパー融資を行うと金融機関の自己資本比率が低下してしまうため，自己資本比率*1低下の影響を受けない信用保証協会付きの融資を進められているのではないだろうか。

ここでは，このような環境下でも対応できる無担保・無保証融資について解説する。

1 政府系金融機関の利用

(1) 国民生活金融公庫

① マル経融資

小規模事業者や新規開業予定者で運転資金や設備資金の融資が必要だが，十分な担保や適切な保証人がいない場合，無担保・無保証人で利用できる融資制度が，経営改善貸付け(マル経融資)である。商工会議所・商工会等が国民生活金融公庫に事業者を推薦するという形で，いわば商

*1 自己資本(返済不要の資本)÷総資本(自己資本+他人資本)。自己資本比率が高いほど会社の経営は安定し，倒産しにくい。

図表-1 マル経による融資

融資基準	融資額	返済期間
一定の要件を満たす従業員が20人以内(商業・サービス業の場合は5人以内)の事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・550万円以内 ・別枠として450万円 ・最大1,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転資金の場合は5年以内 ・設備資金の場合は7年以内 ・ともにこの範囲内で最大6か月までの据置期間あり

工会議所・商工会等が保証人のような役割を果たすことで、会員への融資をバックアップする制度となっている（前頁図表－1）。

② 第三者保証人等を不要とする融資

国民生活金融公庫では、税務申告を2期以上行っており、税金を納付していることを条件に、第三者保証や有価証券等の担保提供を不要とする融資を行っている。原則として、法人は無担保で代表者のみの保証、また個人は無担保でかつ無保証人での融資となっている（図表－2）*2。

*2 ただし、通常適用される利率に0.65%が上乗せされる。

(2) 中小企業金融公庫

平成18年4月から、大部分の特別貸付けで、無担保特例を利用できるようになっている。よって、担保の有無にかかわらず、必要な資金を借り入れることが可能である。無担保特例は財務状況等から見て信用リスクが比較的小さいと認められる企業に、貸し付ける制度である（図表－3）。

2 制度融資の利用

都道府県や市町村等の地方自治体には、中小企業向けの各種の融資制度が用意されている。このような融資制度を（狭義の）「制度融資」と呼んでいる。当然のことながら、これらの「制度融資」の借入利息等については、民間金融機関のプロパー融資よりも低利になっているのが特徴である。

「制度融資」とは、地方自治体と指定金融機関と信用保証協会の三者が協調して、中小企業が金融機関から融資を受けやすくするための制度

図表－2 第三者保証人等を不要とする融資

融 資 基 準	融 資 額	返 済 期 間
個人は原則として無担保・無保証。法人は原則として無担保、代表者のみの保証。	4,800万円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転資金の場合は5年以内（7年の場合あり） ・ 設備資金の場合は10年以内 ・ 運転資金は6か月、設備資金は2年間範囲内で据置きあり

(注) 新規開業予定者や開業後税務申告を2期終えていない場合は、新創業融資制度（新規開業ローンの保証人特例措置）により無担保・無保証人で融資を受けることが可能。融資金額は、1,000万円以内となっており、返済期間は前頁図表－1と同様である。

図表－3 中小企業金融公庫による融資

担 保	融 資 額	返 済 期 間	備 考
免 除	最大8,000万円	最長5年間	信用リスクに応じ、所定の利率が上乗せされる

をいう。地方自治体は、融資に必要な資金の一部「呼び水」として金融機関に預託する。取扱金融機関はその資金に自己資金を加えて、地方自治体が定めた融資条件に従って、それぞれの金融機関の判断で融資を実行する。

東京都の場合、平成19年8月より売掛債権又は棚卸資産を担保として事業資金を融資する流動資産担保融資制度*3が用意されている。

* 3 Asset Based Lending : ABL。後述
3 参照

2 直接金融による調達

日本における企業の資金調達は、金融機関からの借入れが一般的で、特に中小・零細企業においては、ほとんど例外なく借入れによる資金調達により賄われていると思われる。しかしながら、近年の金融機関の不良債権処理など体質改善に伴う貸渋り・貸剥がし、あるいは金利の引上げ等が行われるようになり、金融機関からの借入れが容易ではなくなっているのが現状である。

企業の資金調達の方法としては、「直接金融」と「間接金融」に区分することができる。「直接金融」とは、資金を必要とする企業が株式や社債券等を発行して投資家から資金を集めることをいう。すなわち、借手の企業と貸手（個人や企業）の間には金融機関が介在せず直接取引となるため、このように呼ばれている。

ところで、会計人の立場から、貸借対照表を通して資金調達方法をみてみよう。通常であれば、中小・零細企業の資金調達方法としては、返済不要である「資本」の増加、すなわち資本金の増加の形が一番良いわけだが、株主と役員がほぼ同一である中小・零細企業にとって、気軽に社長が返済不要の資金を提供するような時代ではなくなっている。よって、金融機関からの借入金、すなわち「負債」によって資金調達を行っているのが現状である。しかしながら、間接金融たる借入れが厳しくなっており、これ以外の方法である直接金融の方法を検討してみたいと思う。

資金調達の手法には、資産、負債、資本の部による調達方法があり、それぞれ、「アセット・ファイナンス」、「デット・ファイナンス」、「エクイティー・ファイナンス」と呼ばれている。ここでは、「直接金融」に限定して、その手法を解説する。

1 アセット・ファイナンス

アセット・ファイナンスとは、貸借対照表の借方、すなわち「資産」に当たる項目を資金化する方法で、資産の流動化や証券化等が挙げられる。これは、資産自体の持つ信用力やキャッシュフローから生み出され

る能力が重要になってくる。これに該当する手法は、企業が保有する売掛債権（売掛金・受取手形）について、保証や売却することで資金調達する「ファクタリング」や、自社の固定資産をリース会社に売却し同時にその資産に対してリース取引を行い資金調達をする「リースバック」、不要資産の売却等が挙げられる。

2 デット・ファイナンス

デット・ファイナンスとは、貸借対照表の貸方のうち「負債」に当たる部分の資金調達方法で、返済の義務があり、それに見合う調達コストを払うのが特徴である。比較的手続が簡単である「少人数私募債」による資金調達が注目される。

「私募債」とは、非公募債あるいは縁故債とも呼ばれており、証券会社を通じて広く募集する公募債とは異なり、50未満の購入者が直接引き受けることによって発行される社債をいう。また、官庁等への届出の必要もなく、手続も比較的簡素である。さらに「私募債」は、一定の財務水準を持つ企業が発行している場合が多いので、対外的なアピールも期待することができる。

最近では、銀行が引受金融機関と保証金融機関の2役を担うことにより、私募債に物的担保を保証せずに発行できる「銀行保証付き私募債」も登場し、ますます直接金融による調達が容易になってきている。

3 エクイティー・ファイナンス

エクイティー・ファイナンスとは、貸借対照表の貸方のうち「資本」に当たる部分の資金調達方法で、第三者割当増資や新株予約権付社債、また従業員持株制度等が考えられる。

3 新しいスキームによる融資制度

1 動産・債権譲渡担保融資

動産担保融資（ABL）とは、企業の在庫、売掛債権や機械設備等の動産を担保として行う融資のことをいう。通常、土地や建物等の不動産に担保を付して資金調達を行うのが一般的だが、いままで担保としてあまり活用されてこなかった、企業が保有する在庫や機械設備等の動産を活用した資金調達の手法が注目を集めている。

動産担保融資については、平成13年12月より開始した売掛金を担保とした信用保証協会付きの「売掛債権担保融資保証制度」があったが、取引先等から悪い風評が出てしまう可能性があるなど、使い勝手が良くないなどの批判があった。

そこで、動産・債権担保を活用した企業の資金調達の円滑化を図るた

め、「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成17年10月から動産譲渡登記制度の運用が開始された。これにより登記によって第三者に対抗することが可能になり、また二重譲渡の恐れが少なくなるので、金融機関等も商品として組成しやすくなったといえる。

また、中小企業信用保険法が一部改正され、現行の売掛金債権担保融資保証制度の担保対象資産に棚卸資産を追加した、新たな保証制度が創設された。各都道府県の信用保証協会が昨年から行っている「流動資産担保融資保証」(ABL保証)がその一つといえる。

「設備担保信用保管制度」(しんきんMEサポート)は、信用金庫の取引先の所有する機械設備の評価を、信金中金を通してこの制度に参加するリース会社が査定し、その査定額に基づきリース会社と信金中金が、信用金庫の貸出金に対して評価額に応じた保証を提供する。信用金庫の取引先は当該機械設備をリース会社に対して担保提供し、動産譲渡登記制度に基づく登記を行う。これにより、一取引先当たり保証残高の上限が5,000万円となっているので、不動産担保等が不足している企業にとってはメリットがあるものと考えられる。

2 財務制限条項を活用した商品による融資

財務制限条項付融資とは、自己資本比率、経常利益等の経営指標を維持・継続するという一定の制約を盛り込み、いわゆる特約付きの契約を締結し、それらの事項を遵守することを条件に、無担保・無保証等で固定・低金利等の資金を融資する制度である。財務制限条項付融資は、いわゆる「コベナンツ(約款)融資」の一つで、他に資産譲渡制限条項、格付維持条項等があり、これらの一定の条件をクリアしない場合には、利率の見直しや事業計画の再構築等のペナルティーが課されることになる。

よって、これらの対象となるのは、一定の財務要件を満たすような優良企業にとどまることが多くなっているが、地域密着型金融の一つの例として、融資先企業のモニタリングの徹底をすることで、無担保・無保証を実現したりレバン商品の一例といえるだろう。

III

中小企業からみた地域における中小企業金融の実情等

*4 平成19年5月に実施

金融庁は、平成19年9月3日に、「中小企業金融モニタリング」*4の取りまとめ結果の公表を行った。

これによると、担保・保証に関してはさまざま、スコアリングモデ

図表－4 地域密着型金融の進捗状況

18年度の実績等	15年度	16年度	17年度	18年度
動産・債権譲渡担保融資（売掛債権担保融資を含む）	10,098件	19,000件	23,585件	18,260件
	1,102億円	1,737億円	1,998億円	2,029億円
うち 動産担保融資	—	—	27件	153件
	—	—	47億円	131億円
財務制限条項を活用した商品による融資	2,131件	3,632件	5,486件	4,592件
	339億円	954億円	2,031億円	2,385億円
スコアリングモデルを活用した商品による融資	136,015件	191,682件	250,127件	211,854件
	10,886億円	18,867億円	26,293億円	24,425億円
シンジケートローンの組成（アレンジャー）	219件	420件	567件	635件
	2,993億円	4,792億円	5,245億円	6,700億円
シンジケートローンへの参画（融資団）	4,101件	5,525件	7,778件	7,507件
	17,343億円	21,010億円	30,807億円	28,329億円
私募債の引受け	2,825件	3,185件	3,727件	3,999件
	4,331億円	4,841億円	5,105億円	4,939億円

（出典）金融庁・地域密着型金融（平成15～18年度 第2次アクションプログラム終了時まで）の進捗状況について（平成19年7月12日）より

ル*5を用いた金融商品を推進するなど、無担保・無保証の融資や融資制度が定着してきたことに対する一定の評価はしつつも、審査はより厳しくなってきたとの意見もある。例えば、個人の土地のみならず、関連会社の土地まで追加担保として要求されるなど、最終的には担保・保証に依存した形の融資姿勢が見られ、金融機関のリスクの管理体制強化がうかがえる。

また、「地域密着型金融（平成15～18年度 第2次アクションプログラム終了時まで）の進行状況」によると、以下のように述べられている（図表－4）。

*5 企業実績を定量分析し、算出された信用リスクに基づき融資可否を判定

▮担保・保証に過度に依存しない融資の促進等

財務制限条項を活用した融資商品やシンジケートローン組成の金額が増加。動産・債権譲渡担保融資については、幅広く普及しつつある中、小額ながらも動産担保融資の実績が急増している。

個別に見ると、地域特産品等の在庫や売掛金を担保とした融資、地場産業支援を目的とする複数金融機関が連携したシンジケートローンの組成、環境に配慮した経営に取り組む企業向けの私募債の引受け等が行われている。加えて、複数金融機関のSPC共同設立による債権流動化への取組みが見られる。

【こうが・のびひこ】

中小企業の融資環境悪化への対策と税理士のアプローチ

金融検査マニュアル・中小企業編の活用

—マニュアルで“資本”とみなされるケースと貸出条件緩和債権の見直し—

税理士

甲賀 伸彦

●ポイント

- ① 企業の借入金を「十分な資本的性質が認められる借入金」に条件変更した場合にも、金融検査において、当該借入金を資本とみなして資産査定を行うことができる旨が明確化された。
- ② 中小企業の特性を踏まえ、金融機関が条件変更を行ったとしても、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」等が策定され、おおむね5年以内に実行可能であれば、「貸出条件緩和債権（不良債権）」としないとする見直しを行った。

はじめに

金融庁は、融資を受ける中小企業に対して、金融機関が「金融検査マニュアル」[金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」]の内容を実行するようにアピールすることを求めているところだが、特に中小企業融資編の特徴である「経営者と企業を一体として判断する」、「技術力」の点は経営者自身が、また、「経営改善に向けた取組み」は客観的な立場から関与税理士がアピールできる部分である。

平成20年10月の「金融検査マニュアル別冊」の改訂では、融資条件変更による「資本的借入金」を資本とみなす債務者区分の改善策も打ち出されており、資金繰りの改善につなげることができるようになった。

さらには、その1か月後には中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるようにマニュアルの改訂が行われ、金融機関がより柔軟な条件変更に応じることが可能となり、中小企業金融の円滑化に資することが期待されている。

I

中小企業の自己資本充実策の支援に向けた「金融検査マニュアル」等の一部改訂

1 改訂の経緯

金融庁は、平成20年8月29日に政府が発表した「安心実現のための緊急総合対策」で、「中小企業の自己資本充実策の支援」が盛り込まれたことに配慮し、同年10月3日に「金融検査マニュアル」,「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」等の一部を改訂し公表した。これは、企業の借入金を「十分な資本的性質が認められる借入金」に条件変更した場合も、金融検査において当該借入金を資本とみなして資産査定を行えることができる旨を明確化するものである。

実は、平成20年3月にも、「十分な資本的性質が認められる借入金」を資産査定において資本とみなす旨の検査マニュアルの改訂が行われたが、金融機関等の間では、当該借入金は新規の融資のみを対象としていると受け止められたため、新規融資のみならず既存融資からの条件変更であっても、資本とみなせる旨を明確化したものである。

2 改訂の目的

平成20年10月3日の金融庁の発表によると、この改訂の目的は、図表-1のとおりである。

さらに、同日付で中小企業庁からも「中小企業再生支援協議会における新たな再生支援手法の導入について」とするコメントが発表された。

「中小企業の再生を図るうえで、既存の融資を劣後ローンに切り替え

図表-1 「金融検査マニュアル」改訂の目的

財務内容が悪化し、経営難の状態にある中小企業等の経営改善を図るにあたっては、「十分な資本的正確が認められる借入金」を資本とみなすことにより、財務内容を改善させた上で、業況の改善に取り組むことが効果的と考えられます。また、これにより当該中小企業の経営改善可能性が高まる（債務者区分がランクアップする）ことは、金融機関等による追加的な資金供給を容易にすると考えられます。

一方で、経営難の状態にある中小企業に対して「十分な資本的性質が認められる借入金」を新規に融資することは、貸し手にとってリスクが大きい（回収可能性が低い）ため、容易には貸し手が見つからないという問題があります。

その点、既存融資からの条件変更については、貸し手が新たな資金を提供する必要はなく、また条件変更により経営改善の可能性が高まれば、経営難の状態を放置するよりもむしろリスクは小さくなる（回収可能性は高まる）とも考えられます。

したがって、既存融資を「十分な資本的性質が認められる借入金」へと変更した場合、当該借入金を資本金とみなすことを明確化することを通して、金融機関における対応を促し、もって中小企業等の自己資本充実を通じた経営改善を支援する観点から、今般検査マニュアルを改訂することにしたものです。

また、中小再生支援協議会において、十分な資本的性質が認められる借入金を用いた再生支援手法が導入されること等を踏まえ、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」の質問・回答を別紙4（著者注：省略）のとおり修正・追加しました。

る手法（DDS, Debt Debt Swap）は厳しい経営環境にある中小企業の体力強化や財務体質の改善のために有効な手法の一つです。中小企業庁は、その一層の活用のための方策について、金融庁と相談しながら検討を進めてきました」など、関係省庁が連携しながら中小企業再生を進めていくことも感じられるところだ。

結果として、上記のとおり「明確化」ということもあり、従前のルールを変更したわけではないが、経営改善時には既存借入金から条件変更の方が金融機関等にとっても、また融資先企業側にとっても、有効であると確認されたため、例えば既存借入金を資本的劣後ローンに転換した場合でも、資本としてみなし得ることが周知徹底され、これが中小企業の自己資本充実策の一つとして活用されることが期待される。

3 具体的内容

ここで「十分な資本的性質が認められる借入金」とは、償還条件や金利等の貸出条件が資本に準じるような借入金のことで、本来なら負債である当該借入金を資本としてみなすことができるものをいう。また、資本に準じる貸出条件とは、例えば、償還期間が長期であることや、業績の悪いときには利子負担がほとんど生じないような配当に準じた金利設定であることなどを示す。

資本的劣後ローンについては、新たに「早期経営改善特化型」と「准資本金型」と区別し、改めて定義された。資本的劣後ローン（早期経営改善特化型）とは、従来の「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」で記載されていたものを、次の准資本金型と区別する形で改めて定義したものである。

また、新たに定義された資本的劣後ローン（准資本金型）とは、「十分な資本的性質が認められる借入金」であるような劣後ローンをいう。

〳〵資本的劣後ローンの早期経営改善特化型と准資本金型の違い

【資本的劣後ローン（早期経営改善特化型）】

- ・ 中小・零細企業向け要注意債権（要管理債権含む）。
- ・ 実現可能性が高い経営改善計画を策定。
- ・ 関係者間での合意がなされている。
- ・ 返済はすべての債権完済後に開始。
- ・ デフォルトが生じた場合、請求権は他のすべての債権弁済後に生じる。
- ・ 債務者の財務状況の開示及びキャッシュフローに対して一定の関与ができる。
- ・ 期限の利益を喪失した場合には、すべての債務について、期限の利益

を喪失する。

【資本的劣後ローン（准資本型）】

- ・債務者区分を問わない。
- ・償還期間が長期であることや金利が業績連動型であること等、資本に近い性質。

このように、条件の違いが異なっており、特に准資本型では、債務者区分の条件がなく、さらには、経営改善計画の策定が必ずしも要求されていないなど、企業が利用しやすい枠組みとなっている。

(1) 債務者区分の条件

資本的劣後ローン（准資本型）は、債権の債務者区分を問わないため、その他の債務者区分についても対象とすることが可能である。従前の資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）では、中小・零細企業向けの要管理債権を含む要注意先債権のみに限定されていたため、今後は、破綻懸念先等についても対象となることから、効果的な運用が期待される。

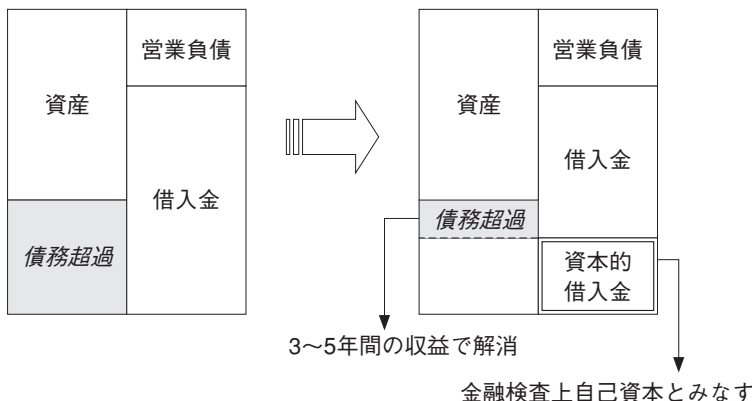
(2) 経営改善計画の有無

また、資本的劣後ローン（准資本型）は、早期経営改善特例型で必須となっている「合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画」を要求するものではないが、単に当該劣後ローンを利用したとしても、すぐには経営改善には結び付くことはないため、一定の改善の見通しを立てて、業況を改善していくという中で、効果が発揮されることに留意する必要があるとされている。

(3) 中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」

図表－2 活用のイメージ

＜借入金の一部を資本的借入金に振り替え支援を実施＞



(出典) 中小企業 HP (平20.10.3公表)

上記でも触れたが、中小企業再生支援協議会が策定支援する再生計画において、「十分な資本的性質が認められる借入金」を一つの手法として活用することで、再生事業の一層の円滑化を図ることが盛り込まれた。これは、まさしく資本的劣後ローン（准資本型）の具体的な活用事例となっている（前頁図表－2）。

<条 件 等>

- ① 貸出期間……15年一括償還（原則として当初10年間は期限前弁済を禁止する）
- ② 適用金利……年0.4%程度で、当初5年は固定金利とする（その後、赤字の場合には利子負担がほとんど生じない等配当に準じた金利設定（0.4%程度）が条件）

II

中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置

1 改訂の経緯

平成20年10月30日に政府・与党会議などにおいて、「生活対策」が決定され、金融不安や景気後退の影響を受けやすい中小・小規模企業について、十分な資金繰り対策を実施し、また、税制措置や人材確保・育成等により活性化を図っていくこととなった。

その一つが、20兆円規模で信用保証協会が100%保証する「緊急保証制度」や政府系金融機関等による10兆円規模の「セイフティーネット貸付け」であり、中小・小規模企業が資金繰りに困らないように保証・融資枠を合計で30兆円確保するものである。

一方、中小・小規模企業への貸渋り防止という面からも、金融機関が中小・小規模企業への実態を踏まえた融資を行い、また責任共有制度を口実として融資を拒むことがないように、中小企業庁と金融庁が連携して全力で取り組む姿勢をとっている。各地の経済産業局に「中小企業金融貸渋り110番」を設置し、中小・小規模企業からの相談を受け付けるように周知しているのも、真摯な姿勢として評価されるどころだ。

上記の具体的施策として、金融庁は11月7日に金融機関が借り手に対する返済条件の緩和を柔軟に行えるように、「監督指針」及び「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を改訂した。

2 改訂の目的

金融機関から融資を受けている中小企業・零細企業が「返済期間延

長」や「金利減免」といった条件変更を申し出ても、金融機関側は、条件変更に応じるとその債権が貸出条件緩和債権（不良債権）になる恐れがあり、結果として不良債権比率や貸倒引当金の引当率が上昇することになるため、積極的な条件変更は行われたいという状況が続いている。仮に、金融機関がこの既存の融資に対して柔軟に「返済期間延長」や「金利減免」といった条件緩和を受け入れる環境を整えれば、借り手企業の経営改善の努力の度合いにもよるが、金融機関の信用リスクの度合いも軽減され、今後の積極的な融資体制も可能になってくると思われる。

金融機関への監督指針は、主要行向けと中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針としてまとめられているが、それぞれ、借り手に有利となるような貸出条件の変更を行った場合には、原則としてその債権は「貸出条件緩和債権」となり、いわゆる「不良債権」となってしまう。しかしながら、例外として「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない」と規定している。

ただし、この「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」（以下「実抜計画」という）には、①概ね3年度の当該債務者の債務者区分が正常先となること、②「計画」期間中、一定以上の金利を確保するといった要件にかなうことが必要であり、中小企業の特徴からみても、これらをクリアすることは非常に困難なことである。

そこで、中小企業の資金繰りの支援のために「金融検査マニュアル別冊」等を改訂し、金融機関が条件緩和を行っても、不良債権にならない取扱いを拡充することになった。

3 具体的内容

金融庁は「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」として、以下のような発表を行っている。

(1) 計画期間

監督指針においては、「債務者企業の事業の特質」を「債務者企業の規模又は事業の特質」とし、「概ね3年」であっても企業規模に応じて延長が可能なが明記され、さらに、具体的取扱いとして中小企業の場合には、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の中で、「概ね5年」と正常化に至るまでの期間を延長し、明記した。

また、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の中では、計画期間が5年から10年で、計画比が8割以上であるような概ね計画どおり

に進捗している場合も認められることになった。

規模的な問題からドラスティックな改善が不可能な中小企業にとっては、この期間の延長が着実な経営改善計画とともに実践を行えることが期待される。

(2) 債務者区分

経営改善計画期間終了後は、正常先となることが「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」で要求されているが、自助努力により事業の継続性を確保できるものであれば、要注意先であっても、差し支えないとされた。

例えば、5年間の計画終了後、少なくとも追加資金の支援がなく、今後の債務の返済に十分なキャッシュフローを確保できる見通しがあるという場合等がこれに該当し、実抜計画として取り扱われることになる。

(3) 貸出金利

上述のように、従前の実抜計画では、計画期間中、一定以上の金利を確保するといった要件があったが、昨年11月7日の改訂によりこの部分が削除され、「概ね5年」のみの要件とされ、判断できるようになった。このような制約がなくなることで、より計画に実行可能性が出てくるものと考えられる。

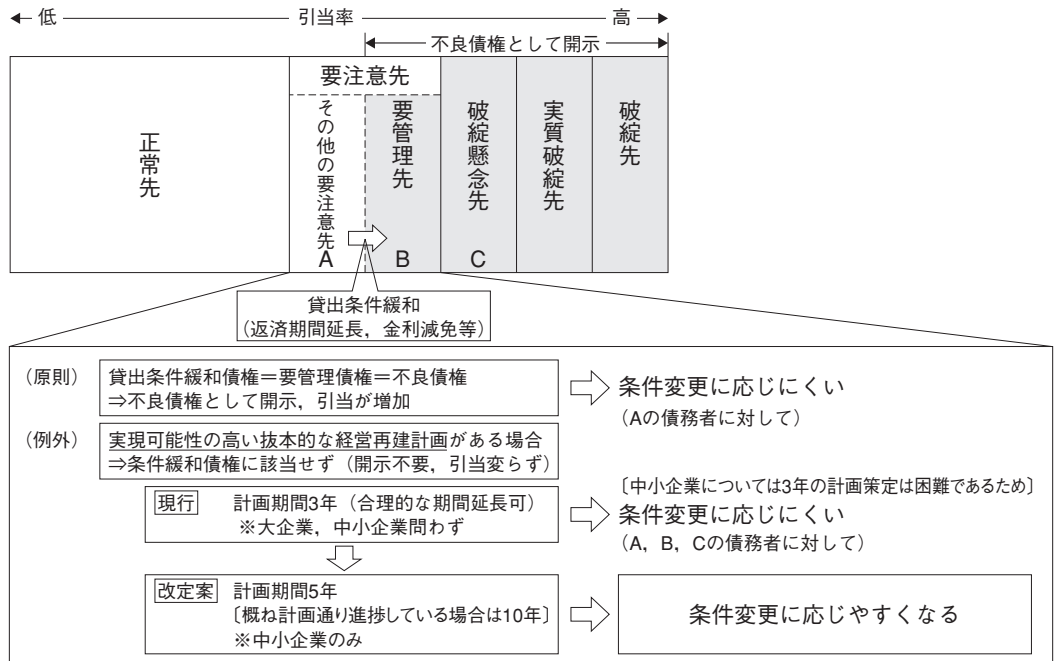
(4) 検証可能性

そもそも、中小企業は、大企業のように精緻な計画を策定するのは困難であるため、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」において、「経営改善計画がなくても、経営改善の見込みが確認できれば計画がある場合と同様に取り扱う」旨を明記した。これにより、債務者が計画を策定していない場合でも、借り手企業側に、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新製品等の開発計画や収支改善計画等がある場合には、代わりに金融機関が当該中小企業からそれらを聴取した上で作成・分析した資料がある場合には、これらを基に経営改善の可能性を判断することもできるようになった（次頁図表-3）。

Ⅲ 税理士業務における改訂の捉え方

金融機関による経営指導・再生支援については、「中小企業金融モニタリング」の結果でも指摘されているように、中小・零細企業の経営者は長期的展望を描ける状況にないため、金融機関から経営指導にもっと力を入れてほしいという意見が多く出ている。これが、最も金融機関の現況を表しているのではないか。この状況を踏まえた上で、我々税理士

図表－3 貸出条件緩和と債権の見直し



(出典) 金融庁 HP (平20.12.9公表)

が、このたびの改訂の位置付けを確認し、5年間の中期経営計画の策定のサポートや、経営助言活動を日常業務として行うことが、企業存続・発展の足掛かりとなるのではないか。

また、中小・零細企業の再生支援に関しても、税理士事務所は、町医者的な立場に在ることから、常に財務的な健康状態を監視しつつ、時には外科的手術のような思い切った助言活動を行う必要があると思われる。実抜計画の策定支援は、まさにホームドクターとしての役割を果たす場面として捉えられ、経営者の意見を尊重しつつ具体性を伴った計画を作成していかなければならない。

さらには、借り手側の企業に関する問題として、信憑性のない決算書や具体性のない事業計画、そして自己資金ゼロなど、企業側の安易な姿勢も指摘されているのが事実である。「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の経営者の資質の判断ポイントとして、「財務諸表など計算書類の質的向上に向けた取組み状況」が明文化されているが、これは我々職業会計人がその専門家として、財務体質改善などの経営助言活動についても積極的に支援することが要請されているもの、といえよう。

【こうが・のびひこ】

MEMO